

東京都GAP(茶)
管理点及び管理基準

解説書

令和元年6月
東京都産業労働局

目次	ページ		ページ
1 農業経営	1	9 燃料・農業資材	41
経営理念	1	燃料	41
管理体制	2	記録	44
知的財産	5	10 衛生管理	45
生産工程管理	6	リスク評価と対策	45
収穫・取扱・出荷の記録	7	水質	45
2 ほ場	10	作業者	47
リスク評価と対策	10	品質管理	49
衛生	10	設備	49
3 土づくり	11	資材	53
有機質資材	11	11 農作業安全	55
土壌流亡	14	リスクの評価と対策	55
4 種苗管理	16	作業安全	56
種苗管理	16	製茶施設	63
記録	18	農業機械	64
5 総合的病害虫管理	19	管理体制	82
化学農薬を減らす工夫	19	12 環境	87
6 農薬	21	廃棄物	87
使用基準	21	エネルギー削減	93
調整	24	生物多様性	94
散布機	25	環境への影響	97
作業安全	26	景観	97
周辺環境	28	近隣住民への配慮	97
保管	31	13 農業の多面的機能	99
廃棄物	33	交流、食育	99
記録	34	防災機能	101
残留農薬	35		
7 肥料	37		
使用基準	37		
保管	39		
記録	40		
8 農薬・肥料	40		
在庫管理	40		

1 農業経営

区分	番号	管理点	管理基準
経営理念	1 (都)	安全な農産物を生産しているという基本的な姿勢を持っている	①農場の理念を定めている ②理念を実現するための行動指針を定めている

【解説】

経営理念は、農場主の意思決定の判断基準となるものです。

農場を運営していく際には様々な場面で意思決定が求められますが、明確な農場経営のビジョンを持つことで、めまぐるしく変化する外部環境に左右されない安定した営農を目指すことができます。

経営理念は、農場の経営目標や作業計画、資材の調達や生産物の販売など、様々な意思決定に影響を及ぼす重要な概念であり、社会的に認められる正当なものであることが前提となります。

また、経営理念からは、それを実現するために具体的にどのような行動をするのが望ましいか導き出されます。そして、従事者全員がその理念を理解することで、農場全体が目標を持って前に進むことができます。

【取組例】

- ・農場の経営理念を定めている
- ・理念を実現するためには、どのように行動したらよいか具体的な行動基準を定めている
- ・掲示や対話等により、農場で働く人に経営理念や行動基準を周知している

【参考】

「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開 答申」(平成28年8月東京都農林・漁業振興対策審議会)(抜粋)

第4章 力強い東京農業の実現に向けて

都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業を展開していくためには、都民のニーズに最大限応えながら、都民の理解と協力の下に農業振興施策を推進していくことが重要である。

このため、農業者や都民、行政などが連携、協力し、次のように、それぞれの役割を果たしながら東京農業の振興を図っていくべきである。

1 農業者や農業団体の努力

(1) 農業者

農業者は、都民からの期待に応え、新鮮で安全安心な農産物の生産・供給に努めるとともに、その生産情報等も積極的に提供していくことが重要である。

また、各農業者が農業経営の改善に取り組み、農地の賃貸借を含めた利活用の促進に努めるとともに、東京における農業・農地の果たす多面的機能を十分に認識し、都民との交流や地域環境に配慮した生産活動、防災拠点として積極的に位置付けるなど、地域社会に貢献する取組を進めていくことが必要である。

区分	番号	管理点	管理基準
管理体制	2 (43)	農場の管理体制ができてい る	①農場責任者（経営主）、栽培責任者（農作業、安全・保守点検）、加工責任者（食品衛生、作業安全、ボイラー保守点検等）、資材責任者（資材、農薬、肥料、燃料等管理）、品質管理責任者（出荷管理、クレーム対応等）を配置している ②各責任者は、役割について理解している

【解 説】

農業生産工程管理（①計画策定、②実践・記録、③点検・評価、④改善）の実践において、各役割を明確に、責任者を配置します。各責任者は役割を認識し工程管理を行います。

【取組例】

- ・農場の責任者および各作業の責任者を配置している
- ・農場の計画を策定し、点検項目又は手順書を作成している
- ・点検項目等を基に、農作業を行い、取組内容を帳簿等に記録、保存している
- ・点検項目等と記録の内容を基に、自己点検を行い、その結果を保存している
- ・自己点検の結果、改善が必要な部分を把握し、次の農作業の改善に結び付けている

【参 考】

平成 23 年農業技術の基本指針（平成 23 年 2 月 25 日付け農林水産省公表）（抜粋）

（Ⅱ）農業生産工程管理（GAP）の導入・推進

農業生産工程管理（GAP）は、未然防止の考え方を基本とし、農産物の食品としての安全の確保、環境保全、労働安全等に資する手段である。

このため、産地における更なる取り組みの拡大と「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（以下「GAPガイドライン」という。）に即した取組内容の高度化を進める。その際、産地においては、以下の手順によりGAPに取り組む。

- ① 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、GAPガイドラインの各項目を基に点検項目等を策定する。
- ② 点検項目等を確認して農作業を行い、取組内容（複数の者で農作業を行う場合は、作業員毎の取組内容、取引先からの情報提供を含む。）を記録し、保存する。
- ③ 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存する。
- ④ 自己点検の結果、改善が必要な部分を把握し、その見直しを行う。
- ⑤ 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの実観的な点検の仕組み等を活用する。

農業生産工程管理（GAP）に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「農業生産工程管理（GAP）に関する情報」

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/index.html>

食品営業及び食品衛生責任者について

東京都内で次の営業をされる場合、許可又は報告が必要になります。

※営業許可は、食品衛生法に基づくものと東京都食品製造業等取締条例に基づくものとに分けられます(下表は茶抜粋)。

分類	法許可業種	条例許可業種
調理業	飲食店営業、喫茶店営業	
製造業	菓子製造業、 あん類製造業、アイスクリーム類製造業、 乳製品製造業、食肉製品製造業、 魚肉ねり製品製造業、清涼飲料水製造業、 乳酸菌飲料製造業、氷雪製造業、 食用油脂製造業、 マーガリン又はショートニング製造業、 みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、 酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、 めん類製造業、そうざい製造業、 かん詰又はびん詰食品製造業、 添加物製造業	つけ物製造業、 製菓材料等製造業、 粉末食品製造業、 そう菜半製品等製造業、 調味料等製造業、 魚介類加工業、 液卵製造業

また、これ以外に**報告が必要な業種**があります。

次の報告対象となる営業を始めたときは営業を開始して**10日以内**に届出が必要。

<対象となる営業者>

1. 製粉業
2. 豆腐加工品販売業（製造と兼ねるものを除く。）
3. つけ物製造業（塩づけ又はぬかづけを製造するもの。）
4. 生菓子販売業
5. 食品衛生法施行規則第78条のおもちゃ製造業
6. 魚介類加工品販売業（東京都食品製造業等取締条例第7条に基づく許可を要する営業を除く。）
7. 乳さく取業
8. 乳製品販売業（東京都食品製造業等取締条例第7条に基づく許可を要する営業を除く。）
9. アイスクリーム類販売業

前各号以外の食料品製造業（東京都食品製造業等取締条例第7条に基づく許可を要する営業を除く。）

食品衛生責任者

食品営業を行う場合、許可施設ごとに食品衛生責任者を置く必要があります。

<対象となる営業者>

1. 製粉業
2. 豆腐加工品販売業（製造と兼ねるものを除く。）
3. つけ物製造業（塩づけ又はぬかづけを製造するもの。）

4. 生菓子販売業
5. 食品衛生法施行規則第 78 条のおもちゃ製造業
6. 魚介類加工品販売業（東京都食品製造業等取締条例第 7 条に基づく許可を要する営業を除く。）
7. 乳さく取業
8. 乳製品販売業（東京都食品製造業等取締条例第 7 条に基づく許可を要する営業を除く。）
9. アイスクリーム類販売業

前各号以外の食料品製造業（東京都食品製造業等取締条例第 7 条に基づく許可を要する営業を除く。）

食品衛生責任者

食品営業を行う場合、許可施設ごとに食品衛生責任者を置く必要があります。

食品衛生責任者の役割

1 食品衛生責任者の設置と義務

食品関係営業を行う場合、次のとおり食品衛生責任者の設置と義務が定められています。

（食品衛生法施行条例別表第一「公衆衛生上講ずべき措置の基準」より抜粋）

- ・営業者は、許可施設ごとに自ら食品衛生に関する責任者となるか、又は当該施設における従事者のうちから食品衛生責任者 1 名を定めて置かなければならない。
- ・食品衛生責任者は、営業者の指示に従い食品衛生上の管理運営に当たるものとする。
- ・食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が必要な場合は、営業者に対して改善を進言し、その促進を図らなければならない。
- ・食品衛生責任者は、法令の改廃等に留意し、違反行為のないように努めなければならない。

食品衛生法施行条例別表第一「公衆衛生上講ずべき措置の基準」

2 食品衛生実務講習会の受講

食品衛生責任者は、衛生管理を適切に行うために、食品衛生の最新情報を常時習得しておかなくてはなりません。

東京都では、食品衛生責任者などを対象とした「食品衛生実務講習会」を実施しています。受講等については、最寄の保健所にお問い合わせください。

食品衛生責任者の資格及び資格の取得方法

1 食品衛生責任者になるためには

食品衛生責任者になるためには、6 時間以上の養成講習会を受講しなくてはなりません。

- ・公衆衛生学（伝染病、疾病予防、環境衛生、労働衛生等） 1 時間
- ・衛生法規（食品衛生法、施設基準、管理運営基準、規格基準、公衆衛生法規等） 2 時間
- ・食品衛生学（食品事故、食品の取扱い、施設の衛生管理、自主管理等） 3 時間

東京都では、一般社団法人東京都食品衛生協会が食品衛生責任者養成講習会を実施しています。講習会の日程、受講方法等は、一般社団法人東京都食品衛生協会ホームページをご覧ください。

※なお、全国標準化により、平成 9 年 4 月 1 日以降の修了証書は全国どこでも有効です。

ボイラーに関連する解説は、番号 7 2 を参照してください。

区分	番号	管理点	管理基準
知的財産	3 (34)	新しい技術や品種の開発時に、必要となる知的財産を保護する手段を知っている	権利化・秘匿・公開の3手段について理解し、該当する技術や品種があれば、特許・品種登録等をしている

【解説】

「農業の現場における知的財産取扱指針」(注)では、農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用の取組として次の例を示しています。

【取組例】

- ・活用手段決定前の段階における技術内容等を秘匿している
- ・活用手段を適切に選択(権利化、秘匿、公開)している
- ・技術内容等を文書化している
- ・秘密事項の管理規程を整備している

(注)「農業の現場における知的財産取扱指針」(平成19年8月15日農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成)は、農林水産業における技術・ノウハウを「知的財産」と認識することが重要であるとの認識に立ち、農業の現場において新たに開発された技術・ノウハウの取扱いに関する基本的な考え方をとりまとめたものです。

【参考】

「農業の現場における知的財産取扱指針」

(平成19年8月15日農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成) (抜粋)

5 新しい技術を「知的財産」として保護・活用するための手段にはどのようなものがあるのか？

(1) 権利化・秘匿・公開の3手段

技術を保護・活用していくための手段としては、大きく分けて以下の3つが挙げられる。

- ① 権利化する：特許権又は実用新案権を取得する。
- ② 秘匿する：開発者個人又は限られた地域・グループで利用すべく管理する。
- ③ 公開する：学会で発表する、刊行物へ掲載する、他者に教える。

なお、これらはあくまで手段である。例えば、権利化を選択する場合、権利化すること自体が目的ではなく、選択した後の活用方策を戦略的に見通しておくことが必要である。

また、どの手段を選択するにしても、それを決定していない時点においては、その技術等の内容を他者に知られないようにしておくことが必要である。このため、たとえ口頭であっても他者に技術等の内容を教えない、圃場において他者が容易に技術等を確認できるような状況を作ったりしないなど、注意しておくことが必要である。

(3) 技術の「文書化」の必要性

技術を「知的財産」として戦略的に取り扱っていくためには、権利化するにせよ、秘匿するにせよ、技術等の内容を実観的に示す必要がある。また、「知的財産」としての活用を促進するためには、技術等の有効性や経済的価値を他者に示す必要がある。そのためには、まずは技術等を「文書化」することが必要になる。

「文書化」に当たっては、以下のような点を整理する必要がある。

- ① 技術等が解決しようとする課題は何か
- ② 技術等の原理、基本的な仕組み（装置図などの図面）
- ③ 技術等の具体的方法、手順（必要な資材や機械）
- ④ 技術等の効果を裏付けるデータ

特に、他者に技術等の有効性を認識させるためには、技術等の効果を裏付けるデータを収集しておくことが極めて重要となる。

農業の現場における知的財産の取扱いに関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「知的財産関係テキスト、指針」

(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_data/index.html)

区分	番号	管理点	管理基準
生産工程管理	4 (37)	ほ場管理台帳を整備し、保存している	ほ場の所在地と面積、灌水施設、製茶施設、貯蔵施設、倉庫等を記載した台帳および図面を作成し、保存している

【解説】

「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（茶）」では、農業生産工程管理（GAP）に取り組む際の基礎的な情報として、工程管理の対象となるほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存することを推奨すべき取組としています。

【取組例】

- ・ほ場および各施設の位置、面積を記録し、台帳等で保存している

区分	番号	管理点	管理基準
生産工程管理	5 (43)	栽培と出荷の計画をたてている	栽培開始前に計画をたてている
	6 (43)	適正管理規準に基づき、自己点検を実施し、改善に向けた取組をしている	①点検項目を策定し、農作業等の内容を記録、保存している ②1年に1回以上の自己点検・内部点検を行い、改善に向けた取組をしている

番号2を参照してください。

区分	番号	管理点	管理基準
収穫・取扱・出荷の記録	7 (42) (44)	摘採の記録を付け、保存している	①摘採ロット毎に圃場、摘採日、摘採数量を記録している ②記録は1～3年間保管している (保存期間は取り扱う流通実態に応じて設定)
	8 (42) (44)	荒茶製造の記録を付け、保存している	①荒茶製造ロット毎に製造日、製造数量、摘採ロットを記録している ②記録は1～3年間保存している
	9 (42) (44)	仕上茶製造の記録を付け、保存している	①仕上茶製造ロット毎に製造日、製造数量、荒茶製造ロットを記録している ②記録は1～3年間保存している
	10 (42) (44)	出荷の記録を付け、保存している	①出荷先毎に、商品形態(生葉・荒茶・仕上茶)および形態に応じたロット、出荷日、出荷数量を記録している ②記録は1～3年間保存している
	11 (42)	委託加工を請負う茶葉の取扱記録がある	他農場産茶葉の委託加工を請負っている場合、生産した農場ごとの識別管理と混入防止対策がある
	12 (42) (44)	購入した茶葉を適切に取扱っている	①購入した茶葉のうち、GAP認証(農水省ガイドライン準拠)を受けた茶葉と、それ以外の茶葉の識別管理と混入防止対策がある ②購入した茶葉を混合し認証品として出荷する場合には、購買先から認証を証明する書類の写しを入手し、認証範囲及び認証期間が適切であることを確認している。 ③GAP認証を受けていない茶葉を混合した商品は認証品として出荷していない ④記録は1～3年保存している

【解説】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第3条2項において、「食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。」と定めています。

また、「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」では、農林水産物の生産者に対し、可能な限り記録の作成、保存に努めるべき内容として次の事項を示しています。

- ① 生産品の品名
- ② 生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地

- ③ 出荷又は販売年月日
- ④ 出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1回又は1日毎）
- ⑤ 食品衛生法第11条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録等

また、販売を委託している農協等の第三者に対して、記録の作成及び保存を依頼等することも可能です。

都内の生産・販売状況として、仕上茶までの一貫生産を行っている園が多いことから、その場合には仕上茶の製造工程についても前後の工程と追跡可能な記録を整備することが必要です。なお、他農場の農産物の取扱についても、全てが識別・追跡可能となるように記録を整備して下さい。

【取組例】

- ・出荷物に対して、摘採からすべての工程について、ロット管理され作業日、量、圃場が追跡可能な記録がある
- ・他農場の茶葉の加工を請け負う場合に、自園の農産物との識別が可能な仕組みがある
- ・購買したGAP認証茶葉を混合した茶葉をGAP認証品として出荷する場合、GAP認証品であることを証書の写しにより確認している
- ・記録の保存期間は出荷先に応じて対応している

【参 考】

「食品衛生法」（昭和22年法律第233号）（抜粋）

第3条（略）

2 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」

（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

（別添）食品衛生法第1条の3第2項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）

第1 指針（ガイドライン）の趣旨

この指針（ガイドライン）は、食品衛生法（以下「法」という。）第1条の3第2項に規定する食品等事業者の記録の作成及び保存に係る責務について、都道府県、保健所設置市及び特別区の食品等事業者に対する指導に資するため、食品等（食品及び添加物をいう。以下同じ。）の流通の実態等も踏まえ、食品等事業者に求める記録の作成及び保存の基本的な内容を明確化し、食品等事業者における実施を推進するものである。

第3 作成・保存に係る基本的事項

1 対象事業者

指針（ガイドライン）において記録の作成・保存に係る必要な事項を示す食品等事業者は、食品供給行程（フードチェーン）の段階に応じて以下のとおりとする。

- ・生産段階：食品の原料又は材料として使用する農林水産物の生産者
- ・製造、加工段階：食品等の製造業者及び加工業者

- ・流通段階：食品等の保管業者（倉庫業者など）、卸売業者、輸入業者
- ・小売段階：小売業者、飲食店営業者

注3：以下に掲げる中小規模の事業者については、その実施可能性及び食中毒発生時の影響の大きさを考慮して、記録の作成・保存についてはすべて第4における「△：記録の作成・保存が期待される事項」として整理する。

- ・生産者・製造業者・加工業者・保管業者については資本・出資額3億円以下または従業員300人以下
- ・卸売業者・輸入業者については資本・出資額1億円以下又は従業員100人以下
- ・小売業者については資本・出資額5000万円以下又は従業員50人以下
- ・飲食店営業者については資本・出資額3億円以下又は従業員300人以下

3 記録の保存期間

記録の保存期間は、当該業者が取扱う食品等の流通実態（消費期限又は賞味期限）に応じて合理的な期間を設定することを基本とする。なお、多種多様な食品を仕入、出荷、販売等する事業者であって流通実態に応じた保存期間の設定が困難な場合については、その区分毎に次の期間を参考として設定する。

- ・生産段階：販売後1～3年間
(略)

4 記録保存事項

記録保存事項は以下のとおりとする。

- ：可能な限り記録の作成保存に努めるべき事項
- △：記録の作成保存が期待される事項

(略)

(1) 農林水産物の生産者

○	生産品の品名、生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地、出荷又は販売年月日、法第7条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録、出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1回又は1日毎）
---	---

「食品衛生法第1条の3第2項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）の留意事項について」（平成15年8月29日付け食安監発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）（抜粋）

第2 各事業者における記録の作成及び保存に関する留意事項

1 農協等への販売の委託を行う食品等事業者

食品等事業者は、販売を委託している農協や漁業といった第三者に対して、記録の作成及び保存を依頼等して差支えないこと。

トレーサビリティに関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「トレーサビリティ関係」

(<http://www.maff.go.jp/j/syoutan/seisaku/trace/index.html>)

2 ほ 場

区 分	番号	管理点	管理基準
リスク評価 と対策	13 (1)	ほ場のリスク評価をしている	土地の使用履歴、土壌の性質、土の有害物質汚染、水質、水量の確保について、リスク評価を行っている
	14 (1)	ほ場周辺の環境を確認している	ほ場内に周辺の環境から、危険要因（微生物、化学的、物理的）の流入等がないかどうか、検討している
衛生	15 (1)	ほ場は清潔にしている	ほ場やほ場周辺に不要な資材や廃棄物を放置していない

【解 説】

それぞれの産地では、産地の実情に応じた衛生管理を検討することが必要です。

可能であれば、ほ場やその周辺環境における潜在的な有害微生物・有害化学物質等の危害要因の汚染源を確認し、廃棄物や資材等からの汚染の可能性も考慮して、適切な対策をとりましょう。

【取組例】

- ・じん埃、土壌、汚水による汚染防止
- ・廃棄物、有毒物質等の適切な管理等

【参 考】

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」

平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第1 農林水産物の採取における衛生管理

食用に供する農林水産物の採取にあたっては、次の管理を行うこと。

- (1) じん埃、土壌又は汚水による汚染防止を図るほか、廃棄物、有毒物質等を適切に管理することにより、農薬、動物用医薬品、飼料、肥料、糞便等からの汚染を防止すること。

区 分	番号	管理点	管理基準
衛生	16 (1)	ほ場周辺には、手洗い設備やトイレがある	ほ場の近くに使用できる手洗い設備やトイレがあり、汚水がほ場や水路を汚さないようにしている

【解 説】

それぞれの産地では、産地の実情に応じた衛生管理を検討することが必要です。

可能であれば、ほ場やその周辺環境における潜在的な有害微生物・有害化学物質等の危害要因の汚染源を確認し、廃棄物や資材等からの汚染の可能性も考慮して、適切な対策をとりましょう。

【取組例】

- ・ほ場周辺にトイレを設置し、ほ場衛生を保っている

- ・ほ場周辺に手洗い設備があり、衛生的に作業を行うことができる

【参考】

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」

（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第1 農林水産物の採取における衛生管理

食用に供する農林水産物の採取にあたっては、次の管理を行うこと。

（1）じん埃、土壌又は汚水による汚染防止を図るほか、廃棄物、有毒物質等を適切に管理することにより、農薬、動物用医薬品、飼料、肥料、糞便等からの汚染を防止すること。

「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」（平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）（抜粋）

2. 野菜の栽培環境や関連施設の管理

（4）手洗い設備、トイレ

○ほ場や各施設から通える場所に、必要なときに使える手洗い設備やトイレがあることが望ましい。

○手洗い設備やトイレは、汚水がほ場や各施設、水路を汚さないようにする。

○定期的に点検し、壊れた部分や不備があれば速やかに直すとともに、清潔に保つ。

野菜の衛生管理に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「野菜の衛生管理について」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html

3 土づくり

区分	番号	管理点	管理基準
有機質資材	17 (18) (19)	有機物を活用した適切な土づくりに取り組んでいる	①都農作物施肥基準等を考慮し、堆肥の施用、整枝時に発生する作物残渣の活用などを行っている ②堆肥を施用する場合は、完熟堆肥を使用している

【解説】

土壌有機物は、土壌の物理的、化学的及び生物的性質を良好に保ち、また、可給態窒素等の養分を作物等に持続的に供給するために極めて重要な役割を果たしており、農業生産性の向上・安定化のみならず、農地土壌が有する環境保全機能の維持・向上にとっても不可欠です。

堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施に関し、「地力増進基本指針」及び「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に取組例を示しています。

【取組例】

- ・標準的な堆肥施用基準に則した堆肥の施用、刈ならしの植物残渣の活用を行っている

- ・適切な土壌改良資材を選択・施用している

【参 考】

地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）（抜粋）

Ⅲ その他地力の増進に関する重要事項

第1 環境保全型農業の推進

1 家畜排せつ物等の有機物資源のたい肥化とその利用による土づくりの促進

土壌の主要な性質を総合的に改善するため、家畜排せつ物、農作物残さ、食品廃棄物、木質バイオマス等の有機物資源をたい肥化し、土づくりに有効活用するように努める。

(1) たい肥等の標準的な施用量は、地力の維持・増進の観点に加え、有機物資源の循環利用の促進の観点を踏まえ、以下のとおりとする（※省略）。なお、当該施用量は、標準値として定められたものであることに留意し、地域の気象条件、土壌条件、栽培作物等を踏まえて、各都道府県等ごとのたい肥の標準的な施用量を設定するよう努めるものとする。また、樹園地については、たい肥の施用が困難な場合、草生栽培や敷きわらにより有機物の供給を図ることとする。

5 土壌改良資材の施用

土壌改良の目的に応じて、適切な土壌改良資材を選択し、施用を推進するものとする。

(参考)

環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）（抜粋）

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

(参考)

環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）（抜粋）

【具体的な取組例】

◎ たい肥の施用、家畜の飼料や敷料などに利用しない稲わら・麦わらのすき込み、緑肥の栽培などにより土壌に有機物を供給する（原則として1年に1度）。

考え方 土づくりには、土壌への有機物の供給が重要です。原則として1年に一度以上、家畜排せつ物等を堆積・発酵させたたい肥のほか、家畜の飼料、敷料などに利用しない稲わら・麦わら等の作物残さ、緑肥などを土壌に施用することが必要です（強い湿田など、土づくりの観点から見ても有機物施用の必要性が少ない土壌条件の場合はこの限りではありません）。永年草地や果樹園においては、牧草や下草等の植生を維持することによっても同様の効果が期待できます。

有機物には肥料成分が含まれます。肥料成分に関しては、前述の「2 適切で効果的・効率的な施肥」に示される考え方をもとに適切に調節することが重要です。

なお、土壌を用いない水耕栽培等は、点検に際して、土づくりの項目は該当がない旨記述します。

【(参考)その他の望ましい取組例】

○土壌診断の実施

考え方 土壌への有機物の供給、深耕、排水性の改良等の必要性を知るためには、数年に一度は有機物含有量等についての土壌診断を実施して、土壌の状態を知ることが重要です。土壌診断は、都道府県やJA等の指導・助言を得て行うことが望ましいと考えられます。

○深耕、心土破碎耕の実施、暗きょ、排水溝の設置

○土壌改良資材の施用

考え方 土壌への有機物の供給のほか、土壌の状態を知って適切な土壌改良を行うことが重要です。深耕、排水性の改良等は毎年必ず実施しなければならないものではないですが、個々のほ場の状況に応じて適宜実施して下さい。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html)

区分	番号	管理点	管理基準
有機質資材	18 (18)	堆肥を使用する場合、その由来を確認している	①購入先等に原材料・製造工程・発酵状態・成分などを確認し、病原性微生物による汚染の恐れが低いことを確認している ②外来雑草種子の混入のおそれがないことを確認している ③重金属のおそれがないことを確認している ④放射性物質のおそれがないことを確認している

【解 説】

家畜排せつ物の利用の際には、家畜排せつ物を未処理のまま還元するよりも雑草の種子の殺滅効果が期待される点等で有利な堆肥化を推進しています。

家畜排せつ物の未処理での利用や未熟堆肥の利用は、堆肥中に存在する外来雑草種子の発芽・繁茂を招き、生態系の保全の観点からも問題があります。

「農業技術の基本指針」において、堆肥化に当たっては、発酵熱による雑草種子の殺滅に十分留意することとされています。

【取組例】

- ・堆肥を使用する場合は未熟なものを使用しない
- ・購入堆肥は購入先に製造工程等を確認し、病原性微生物による汚染や外来雑草種子の混入の恐れが低いことを確認している
- ・放射性物質のおそれがないことを確認している

【参 考】

「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本指針」（平成19年3月30日付け農林水産省公表）（抜粋）

第1 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

1 家畜排せつ物のたい肥化の推進

家畜排せつ物については、肥料三要素、微量元素、有機物等を多く含んでいることから、従来から、農産物や飼料作物を生産する際の貴重な資源として有効に利用されてきたところであるが、資源循環型畜産を推進する重要性を踏まえれば、今後とも、可能な限り肥料や土壌改良資材として耕地に還元していくことが望ましい。

また、その際、家畜排せつ物を未処理のまま還元するよりも、たい肥化してから還元した方が、たい肥化の過程で水分や悪臭が除去され取扱性が改善されることに加え、発酵熱による雑草の種子や寄生虫卵等の殺滅効果が期待できるという点で有利である。

「平成23年農業技術の基本指針」（平成23年2月25日付け農林水産省公表）（抜粋）

(V) 資源・環境対策の推進

3 バイオマス活用等の推進

(3) 家畜排せつ物の堆肥化の推進

家畜排せつ物の有効利用を旨とする資源循環型畜産を推進するため、堆肥化に当たっては、その取扱性の改善や、発酵熱による雑草種子や寄生虫卵等の殺滅に十分留意する。

自給飼料の生産の基盤を有する畜産経営については、生産した堆肥を自給飼料の生産等に利用するよう努めることが重要である。また、家畜に給与する飼料の多くを購入飼料で賄っている畜産経営については、耕種部門の農業者との連携（耕畜連携）の強化を通じ、地域として堆肥の利用が促進されるようにすることが重要である。このため、都道府県においては、堆肥の利用の促進のための協議会の機能を強化するなど、耕畜連携を推進するための体制の整備に努める。

また、地域における堆肥の供給者及び需要者が必要とする情報（家畜排せつ物の畜種別供給量、成分、施用する作物の種類、運搬・散布の有無等）を収集し、整理するとともに、そのネットワーク化の推進に努める。

畜産環境対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「畜産環境対策」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html)

区分	番号	管理点	管理基準
土壌流亡	19 (20)	降雨や強風によって土壌が浸食される恐れがある場合は、対策を実施している	防風ネットや被覆作物の栽培、植生帯の設置などを行っている

【解 説】

土壌は降雨や強風によって侵食を受けるため、放置すれば作物を健全に生育させるための作土層が

失われていくこととなります。土壌の性質によって侵食を受けやすい場合があるので、必要に応じて作物栽培がない時期における被覆作物の栽培等を行うことが重要です。

土壌の侵食を軽減する対策の実施に関し、「地力増進基本指針」及び「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」に取組例を示しています。

【取組例】

- ・被覆作物を栽培（草生栽培を含む）している
- ・植生帯を設置している
- ・等高線栽培をしている
- ・土壌の透水性を改善（堆肥の施用等）している
- ・風向を考慮した畝立の実施、防風垣の設置を行っている 等

【参 考】

「地力増進基本指針」（平成20年10月16日付け農林水産省公表）（抜粋）

Ⅲ その他地力の増進に関する重要事項

第3 土壌侵食対策

土壌侵食を軽減する営農上の方策としては、適地における不耕起栽培のほか、次に掲げるようなものがある。

1 水食対策

(1) 耕うん整地上の改善方策

- ア 等高線に沿った畝立てを行う。
- イ 侵食により生じた溝は速やかに修復する。
- ウ 土壌の透水性の改善を図る。

(2) 斜面分割

地表面の流水速度を下げるため、等高線に沿って帯状の水平面等を設ける。

(3) 植物等による地表面の被覆

多雨期には場が裸地状態で放置されないようにするため、栽培体系の改善、農作物残さ等による被覆又は樹園地における草生栽培による地表面の被覆を行う。

(4) グリーンベルトの設置

土壌のほ場外への流出を防止するため、グリーンベルトの設置を行う。

(5) り底盤の形成を防止するための心土破碎の実施

(6) り底盤の形成による表面侵食を防止するため、心土破碎を行う。

2 風食対策

(1) 耕うん整地上の改善方策

- ア 風に対して直角に畝立てを行い、畝の間隔を狭くする。
- イ 風食を生ずる時期の耕うんは極力避けるようにする。

(2) 植物等による地表面の被覆

- 1の(3)に同じ。

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省

生産局長通知（抜粋）

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

（参考）「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」（平成17年4月版）（抜粋）

【（参考）その他の望ましい取組例】

○土壌侵食の抑制に資する被覆作物の栽培（草生栽培含む）、植生帯の設置、等高線栽培、土壌の透水性改善（たい肥の施用等）、風向を考慮した畝立の実施、防風垣の設置等

考え方 土壌は降雨や強風によって侵食を受けるため、放置すれば作物を健全に生育させるための作土層が失われていくこととなります。土壌の性質によって侵食を受けやすい場合があるので、必要に応じて作物栽培がない時期における被覆作物の栽培等を行うことが重要です。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html)

4 種苗管理

区分	番号	管理点	管理基準
種苗管理	20 (35)	品種登録制度を守っている	許諾の必要な品種の種苗については、許諾を得て栽培している

【解 説】

優良な品種は、農業生産の基礎であり、優れた品種の育成はその発展を支える重要な柱です。新品種の育成には、長期にわたる労力と多額な費用が必要な一方で、育成された品種については、第三者が容易に増殖できる場合が多いことから、新品種の育成を奨励するためには、新品種の育成者の権利を適切に保護する必要があります。このため、我が国においては、種苗法に基づく品種登録制度により、植物新品種の育成者権の権利保護を行い、新品種の育成を振興しています。

登録品種の種苗・収穫物の利用にあたっては、種苗法及び同法施行規則に基づき、以下の取扱が義務付けられています。

【取組例】

・登録品種の種苗を利用（譲渡等）する場合は、権利者の許諾を得ている

【参 考】

「種苗法」（平成10年法律第83号）（抜粋）

第4節 育成者権

（育成者権の発生及び存続期間）

第19条 育成者権は、品種登録により発生する。

- 2 育成者権の存続期間は、品種登録の日から二十五年(第四条第二項に規定する品種にあつては、三十年)とする。

(育成者権の効力)

第20条 育成者権者は、品種登録を受けている品種(以下「登録品種」という。)及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する。ただし、その育成者権について専用利用権を設定したときは、専用利用権者がこれらの品種を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。

- 2 登録品種の育成者権者は、当該登録品種に係る次に掲げる品種が品種登録された場合にこれらの品種の育成者が当該品種について有することとなる権利と同一の種類の権利を専有する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- 一 変異体の選抜、戻し交雑、遺伝子組換えその他の農林水産省令で定める方法により、登録品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成され、かつ、特性により当該登録品種と明確に区別できる品種

- 二 その品種の繁殖のため常に登録品種の植物体を交雑させる必要がある品種

- 3 登録品種が、前項第一号の農林水産省令で定める方法により、当該登録品種以外の品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成された品種である場合における同項及び次条第二項の規定の適用については、前項中「次に」とあるのは「第二号に」と、同条第二項中「前条第二項各号」とあるのは「前条第二項第二号」とする。

(育成者権の効力が及ばない範囲)

第21条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

- 一 新品種の育成その他の試験又は研究のためにする品種の利用

- 二 登録品種(登録品種と特性により明確に区別されない品種を含む。以下この項において同じ。)の育成をする方法についての特許権を有する者又はその特許につき専用実施権若しくは通常実施権を有する者が当該特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

- 三 前号の特許権の消滅後において、同号の特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

- 四 前二号の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

- 五 前号の収穫物に係る加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

- 2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。

- 3 前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。
- 4 育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）抜粋

（農業を営む者の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物）

第16条法第二十一条第三項の農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物は、別表第三に掲げる種類に属する植物とする。

別表第三については以下のURLのとおり。

http://www.maff.go.jp/j/study/shokbutu_hogo/02/pdf/ref_data6.pdf

区分	番号	管理点	管理基準
記録	21 (38) (40)	種苗の品質を確認し、記録している	品種名、販売者、購入年月日を記録している

【解説】

種苗を購入する際、添付された証票等により種苗の由来を把握し、安全なものかどうかを確認しましょう。購入種苗については農薬使用記録を確認することで、農薬の誤使用を防ぐことができます。

なお、種苗法により、指定種苗（食用となる作物及び飼料作物の全て、花き、果樹、芝草の一部）は、種苗業者名、品種、生産地、使用農薬等を表示することが義務付けられています。

【具体例】

- ・種苗購入時に農薬使用履歴を確認・記録している
- ・農薬使用履歴の不明な種苗は使用しない

【参考】

種苗法（平成十年五月二十九日法律第八十三号）（抜粋）

（指定種苗についての表示）

第五十九条 指定種苗は、その包装に次に掲げる事項を表示したもの又は当該事項を表示する証票を添付したものでなければ、販売してはならない。ただし、掲示その他見やすい方法をもってその指定種苗につき第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項を表示する場合又は種苗業者以外の

者が販売する場合は、この限りでない。

- 一 表示をした種苗業者の氏名又は名称及び住所
- 二 種類及び品種(接木した苗木にあつては、穂木及び台木の種類及び品種)
- 三 生産地
- 四 種子については、採種の年月又は有効期限及び発芽率
- 五 数量
- 六 その他農林水産省令で定める事項

種苗法施行規則（平成十年十二月三日農林水産省令第八十三号）（抜粋）

（指定種苗の表示事項）

第二十三条

3 法第五十九条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 食用及び飼料の用に供される農林水産植物（果樹を除く。以下「食用農林水産植物」という。）の種苗であつて、農薬（農薬取締法第十二条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令（平成十五年農林水産省・環境省令第四号）各号に掲げる農薬をいう。以下同じ。）を使用したものについては、その旨並びに使用した農薬に含有する有効成分の種類及び当該種類ごとの使用回数（農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第七条第二項第四号に規定する生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用した回数（農薬の容器又は包装に同項第五号に規定する総使用回数が使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの使用回数）をいう。）
- 二 食用農林水産植物以外の農林水産植物の種苗であつて、農薬により病虫害の防除をしたものについては、その旨及び使用した農薬に含有する有効成分の種類
- 三 種菌については、製造の年月及び農林水産大臣の指定する有害菌類の有無

5 総合的病虫害管理

区分	番号	管理点	管理基準
化学農薬を減らす工夫	22 (14)	病虫害の発生状況を理解している	発生予察情報等の活用や病虫害発生状況の観察による病虫害の発生状況を把握し適期防除をしている
	23 (13) (15)	総合防除（IPM）を考慮した防除を行っている	①耕種的防除、物理的防除、生物的防除などを活用し、化学農薬散布を減らす工夫をしている ②ほ場や施設の周辺では、病虫害の発生源となる雑草の除去を行っている

【解説】

防除は、病虫害・雑草による被害が生じると判断される場合に行うことが基本です。このためには、病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境を整えた上で、さらに、病虫害等の発生状況を把握して防除の必要性を判断するか、発生状況を把握してからでは被害のまん延が防ぎきれない病害等の場合は、必

要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせる等効果的・効率的な防除を行うようにすることが重要です。

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに関し、「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」に取組例を示しています。

【取組例】

- ・病害虫等の発生源となる植物を除去している
 - ・病害虫に抵抗性がある品種を導入している
 - ・ほ場及びほ場周辺の清掃している
 - ・発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を行う
 - ・必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う
- また、農薬以外の防除手段としては以下の取組例がある。
- a 生物農薬（※）、性フェロモン剤等の使用
 - b 除草用機械の利用
 - c マルチ栽培技術の導入
 - d その他の物理的、耕種的、生物的防除手法の導入 等
- （※）生物農薬も化学農薬同様使用方法等を守ることが必要。

【参 考】

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせ、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」（平成 17 年 4 月版）（抜粋）

（3）効果的・効率的で適正な防除

【具体的な取組例】

◎ 次の取組のうち一つ以上を実行する。

①発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を行う。

②必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う。

考え方 防除は、病害虫・雑草による被害が生じると判断される場合に行うことが基本です。このためには、病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境を整えた上で、さらに、病害虫等の発生状況を把握して防除の必要性を判断するか、発生状況を把握してからでは被害のまん延が防ぎきれない病害等の場合は、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせる等効果的・効率的な防除を行うようにすることが重要です。

【(参考) その他の望ましい取組例】

○生物農薬、性フェロモン剤等の使用

- 対抗植物の導入
- 除草用機械・動物の利用
- べたがけ栽培、雨よけ栽培、トンネル栽培、袋かけなどの被覆技術の導入
- マルチ栽培技術の導入
- 黄色蛍光灯等その他の物理的、耕種的、生物的防除手法の導入
- ドリフト（農薬の漂流飛散）低減機能を有する機種等の選定

考え方 農薬を作物体や土壌に散布する方法に代わる防除法が、近年、多数開発されています。

病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境を作り、必要な防除かどうかを十分検討して防除に当たるといった基本的な取組を行った上で、それらと矛盾しないようにこうした防除方法を積極的に採用することが望ましいと考えられます。ただし、通常の防除に比べて、農薬費や資材費、農業機械費などに追加の経費が必要となる場合が多いことから、営農の状況を考慮し、可能な場合に導入するようにして下さい。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html)

- ・農林水産省ホームページ「総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/index.html)

東京都病虫害防除所のホームページに病虫害発生状況が掲載されています。

- ・東京都病虫害防除所ホームページ

(<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/anzen/boujyo/>)

6 農 薬

区分	番号	管理点	管理基準
使用基準	24 (2)	使用する農薬及びその使用基準等について把握している	使用する農薬のリストを作成している
	25 (2)	登録農薬及び特定農薬だけを使用している	農薬登録がないのに、その用途に直接的な防除効果をうたった資材を使用していない

【解 説】

無登録農薬及び、農薬登録を受けておらず農薬としての効果を謳っている、又は成分からみて農薬に該当する資材の使用は法令上禁止されています。

国内での使用が認められた農薬には必ず登録があるので、使う前に農林水産省の登録番号があることを確認し、登録された農薬を使いましょう。

使用予定の農薬リストを作成しておくことで誤使用を防ぐことができます。

【取組例】

- ・栽培している品目ごとの農薬のリストを作成している
- ・防除暦を活用している
- ・農薬使用時に農林水産省の登録番号を確認している
- ・農薬は信頼できる業者から購入している

【参 考】

「農薬取締法」（昭和23年法律第82号）（抜粋）

（使用の禁止）

第11条 何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第2条第1項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 容器又は包装に第7条の規定による表示のある農薬（第9条第2項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）
- 二 特定農薬（※）
（※）重曹、食酢及び地場で生息する天敵

現在登録されている農薬や、失効した農薬の一覧は、以下のホームページに掲載されています。

- ・農林水産消費安全技術センターホームページ「登録・失効農薬情報」

(<http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm>)

また、無登録農薬の疑いのある資材については、以下のホームページに詳細な情報が掲載されています。

- ・農林水産省ホームページ「農薬疑義資材コーナー」

(http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sizai/index.html)

区 分	番号	管理点	管理基準
使用基準	26 (4)	農薬はラベルに表示されている事項を確認し、それに従い使用している	①対象の作物、病害虫、雑草を確認している ②希釈倍数、使用量、使用回数、使用方法、収穫前日数等を確認している ③ラベルに注意喚起マークがある場合は、その内容を確認している ④農薬は有効期限や登録の有無を確認して、使用している

【解 説】

農薬の使用の都度、容器又は包装の以下の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用することが法令上義務づけられています（ただし、⑥については努力義務）。

- ① 農薬を使用できる農作物

- ② 農薬の使用量
- ③ 農薬の希釈倍数
- ④ 農薬を使用する時期（収穫前の使用禁止期間）
- ⑤ 農作物に対して農薬を使用できる回数（使用前に記録簿を確認）
- ⑥ 農薬の有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない）
- ⑦ 農薬の使用上の注意

【取組例】

- ・発生病害虫と対象病害虫を確認している
- ・収穫予定日を把握し収穫前日数を確認している
- ・希釈時に早見表を活用している
- ・定期的に棚卸を行い、農薬の有効期限を確認している 等

【参 考】

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号) (抜粋)
 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。

（表示事項の遵守）

第 2 条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。
- 二 付録（※）の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。
- 三 農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号。以下「規則」という。）第 7 条第 2 項第 2 号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。
- 四 規則第 7 条第 2 項第 3 号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。
- 五 規則第 7 条第 2 項第 4 号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。
 - イ 種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）第 23 条第 3 項第 1 号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第 7 条第 2 項第 5 号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数
 - ロ イの場合以外の場合には、規則第 7 条第 2 項第 5 号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2. 農薬使用者は、農薬取締法第 7 条第 12 号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。

農薬に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「農薬コーナー」

(<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>)

農薬を使用する際に必要な情報（使用時期、使用方法等）は、以下のホームページで検索できます。

・農林水産消費安全技術センターホームページ「農薬登録情報検索システム」
<http://www.acis.famic.go.jp/searchF/vt11m001.html>

区分	番号	管理点	管理基準
調整	27 (3) (4) (12) (28)	散布液は適切に調製している	①農産物や生産資材に飛散することがない場所で、調製（希釈）している ②調製時には、必要な保護具を着用している ③薬液を正確に計量できる器具を使用している
	28 (4) (12)	散布面積に対して、必要な量を調製し、散布している	必要量及びラベルに記載された面積当たりの使用量を超過しないように、散布液を調製し使い切る

【解説】

農薬の散布液が余ることのないように、表示されている単位面積あたりの使用量と農薬を使用する農地の面積から、必要な量だけを秤量して散布液を調製することが必要です。

薬液調整時にも健康への影響を回避するため必要な保護具を使用しましょう。

【取組例】

- ・農薬の希釈は収穫物や出荷箱の近くで行わない
- ・薬液調整時から保護具を使用している
- ・農薬を計量するときに正確な器具（秤、メスシリンダー等）を使用している
- ・作物の生育状況の応じて適切な量の薬量を調整している
- ・農薬の使用基準（使用量、散布液量等）を確認している

【参考】

「農薬取締法」

番号26を参照してください。

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号）（抜粋）
 （表示事項の遵守）

第2条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

二 付録（※）の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。

（以下略）

※付録（第2条関係）

$$Q = Q_0 \frac{A}{A_0}$$

Q は、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q₀ は、規則第7条第2項第1号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度

A は、農薬を使用とする農地等の面積

A₀ は、規則第7条第2項第1号に規定する単位面積

農薬に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「農薬コーナー」

(<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>)

区分	番号	管理点	管理基準
散布機	29 (3)	農薬散布前に、機器の点検をしている	使用前に点検を行っている。特にホースの接続部分等の不良により薬液が噴出ししないか確認している
	30 (3)	散布後は、機器の洗浄をしている	①洗浄は生産ほ場及び収穫物と離れた場所で行っている ②使用後は散布機を洗浄している

【解説】

防除器具に残った農薬が次の散布時に混入することのないよう、注意しましょう。

【取組例】

- ・農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄されているか確認している
- ・農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所に特に注意して、十分に洗浄している

なお、防除器具を洗浄した水は、その農薬の影響がないと考えられる場所で土壌浸透させるなどして適切に処理し、排水路や河川等に直接排水することを避けましょう。

【参考】

「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）（抜粋）

I. 農薬の適正使用について

2 上記1の指導（※農薬の使用に関する指導）に当たっては、最新の不適正使用等の状況を踏まえ、別紙の各通知に基づく事項に加え、次の事項に特に留意すること。

- (4) 農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされているか確認すること。また、農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所に注意して、洗浄を十分に行うこと。

農薬に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「農薬コーナー」

(<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>)

区分	番号	管理点	管理基準
作業安全	31 (27)	農薬散布後は一定期間、ほ場内に立ち入らないようにしている	除草等の作業は農薬散布前に行い、散布直後は立ち入らないようにしている

【解説】

農薬ラベルに散布後の立入禁止が記載されている場合は、農薬散布後その期間中はほ場等へ立ち入らないようにしましょう。

【取組例】

- ・農薬ラベルの記載の順守、散布後のほ場等へ立ち入り禁止措置を行っている

【参考】

「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（環境省 水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室、平成22年5月（平成26年1月改訂））（抜粋）

7. 2. 6 農薬散布における立入制限等の措置

(1) 環境省では、平成19年度から平成21年度にかけて行った調査において、5農薬について、公園及び街路樹に散布する場合の立入制限範囲について検討を行った。対象とした5農薬は、平成17年度に実施した「自治体における街路樹、公園緑地等での防除実態調査」の結果、街路樹、公園等の市街地における使用実態の多い農薬（※フェニトロチオン、トリクロロホン、イソキサチオン、エトフェンプロックス及びグリホサート）である。この5農薬については、毒性評価結果及びばく露実態を踏まえ、

○散布区域内では、公園において散布する場合において、

- ・トリクロロホン及びイソキサチオンについては、散布後1日間、散布区域から葉から垂れる液剤が当たらない程度の距離において、立入を制限することが適当と考えられた。
- ・フェニトロチオン、エトフェンプロックス及びグリホサートについては、散布終了後農薬が乾くまでの間は、散布区域から葉から垂れる液剤が当たらない程度の距離において、立入を制限することが適当と考えられた。

※フェニトロチオンは商品名「スミチオン」、トリクロロホンは商品名「ディプテックス」、イソキサチオンは商品名「カルホス」、エトフェンプロックスは商品名「トレボン」、グリホサートは商品名「ラウンドアップ」

区分	番号	管理点	管理基準
作業安全	32 (28)	防除衣・防護具は適切に 着用している	農薬散布時は、ラベルに書かれた適切な防除 衣、防護具を着用している
	33 (28)	防除衣・防護具は作業ご とに洗浄し、適切に保管 している	①着用後、洗浄している ②農薬や農産物と離れており、換気のよい場 所で保管している

【解説】

「農作業安全のための指針について」では、安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

【取組例】

- ・ 農薬散布時には専用の作業衣や保護具の適切な着用を行っている
- ・ 農薬散布後の作業衣の洗浄、所定の保管場所への保管を適切に行っている

【参考】

「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

第6 燃料、農薬等の管理に関する事項

2 農薬

(3) 調製時、散布前

ア 防除機具の点検・整備を事前に行うとともに、専用の作業衣、保護具を着用すること。その際、マスクは農薬の種類に適した保証期限内のものを使用すること。また、農薬の吸入を防ぐため、顔とマスクとの密着具合についても確認すること。

(4) 散布作業

エ 連続作業はせずに、休憩をはさみ、作業中の喫煙・飲食は避けること。目や皮膚に付着した農薬を除去するために、清潔なタオル、水をビニール袋等に入れて現場に持参すること。

(5) 散布作業後

ウ 保護具を清掃し、所定の保管場所に保管すること。取り替え式マスクのフィルター等は、捕集効果がなくなったもの、汚れたもの、臭いが付いたものは忘れずに交換しておくこと。また、使い捨てマスクの使用は1回とすること。農薬で汚れた作業衣は、他の衣類、特に乳幼児の衣類等と区別して、単独で洗うようにすること。防除機械を冬季間保管する場合は、凍結する恐れがあるので、配管内の水を抜くこと。

区分	番号	管理点	管理基準
周辺環境	34 (5)	周辺ほ場及びほ場内の隣接する作物からのドリフト対策を実施している	①周辺の生産者とコミュニケーションをとり、お互いに散布時期等に注意している ②危険性がある場合、遮蔽するなどの対策を実施している
	35 (5)	周辺ほ場へのドリフト対策を実施している	①近隣に影響の少ない天候や時間帯に、散布圧に注意して散布している ②周辺へのドリフトの危険性を把握し、対策（ドリフト低減ノズルの利用等）を実施している

【解説】

農薬を使用する際、適用作物（農薬のラベルに書かれている、その農薬を使用できる作物のこと）以外に農薬を使用してはならないことが法令上義務づけられています。この取組の一環として、農薬を散布する時は、農薬の飛散による周辺作物への影響を低減するために以下の点に留意しましょう。

【取組例】

- ・周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等についての情報提供を行っている
- ・農薬を使う際には、病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布を行っている
- ・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯で散布している
- ・風向きを考慮してノズルの向きを決定している
- ・飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択を行っている

【参考】

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）（抜粋）
農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。

（農薬使用者の責務）

第1条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

（表示事項の遵守）

第2条 （4番の同法同条を参照）

「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」（平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）（抜粋）

2. 個々の農業者が行う農薬の飛散影響防止対策等

(2) 病害虫の発生状況を踏まえ、農薬使用を行う場合には、次の事項の励行に努め、農薬の飛散により周辺農作物に被害を及ぼすことがないように配慮する。

- ① 周辺農作物の栽培者に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について、連絡する。
- ② 当該病害虫の発生状況を踏まえ、最小限の区域における農薬散布に留める。
- ③ 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、散布器具のノズルの向き等に注意する。
- ④ 特に、周辺農作物の収穫時期が近い場合農薬の飛散による影響が予想される場合には、状況に応じて使用農薬の種類を変更し、飛散が少ない形状の農薬を選択し、又は農薬の散布方法や散布に用いる散布器具を飛散の少ないものに変更する。
- ⑤ 上記の②から④の対策をとっても飛散が避けられないような場合にあっては、農薬使用者は散布日の変更等の検討を行い、その上でやむを得ないと判断される場合には、周辺農作物の栽培者に対して収穫日の変更、圃場の被覆等による飛散防止対策を要請する。
- ⑥ 以下の項目について記録し、一定期間保管する。
 - ア. 農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、気象条件(風の強さ)等
 - イ. 使用した農薬の種類又は名称及び単位面積当たりの使用量又は希釈倍数
- ⑦ 農薬の飛散が生じた場合には、周辺農作物の栽培者等に対して速やかに連絡するとともに、地域組織と対策を協議する。

農薬の飛散影響防止対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「残留農薬のポジティブリスト制度と農薬のドリフト対策について」
(http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_drift/index.html)

区分	番号	管理点	管理基準
周辺環境	36 (16)	住宅地等に近接するほ場では、散布時には周辺住民に配慮している	①近隣に影響の少ない天候や時間帯に、散布圧に注意して散布している ②周辺へのドリフトの危険性を把握し、対策(ドリフト低減ノズルの利用等)を実施している

【解説】

農薬は適正に使用されない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。住宅地に近接する農地において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないようにしなければなりません。そのため、以下の点に留意しましょう。

【取組例】

- ・農薬の使用量、使用回数を削減している
- ・飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルの使用している

- ・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布している
- ・風向きを考慮したノズルの向きを決定している
- ・農薬を散布する場合の近隣住民等への事前の周知している

【参 考】

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令 5 号）（抜粋）
（農薬使用者の責務）

第 1 条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- 三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 四 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 六 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

（住宅地等における農薬の使用）

第 6 条 農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）（抜粋）

2 住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物の病虫害防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

- （1）病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- （2）農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- （3）粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあつては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
- （4）農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- （5）農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去

の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。

(6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。

区分	番号	管理点	管理基準
保管	37 (32)	農薬は適切に保管している	①農薬は保管庫で、鍵をかけて保管している ②農薬は冷涼、乾燥した場所で保管している ③毒劇物を保管している場合、適切な表示をしている ④保管庫の鍵は、管理担当者によって管理している ⑤作物に使用する農薬と、作物以外に使用する農薬等（除草剤やほ場以外に限って使用ができるもの）を分けて保管し、誤用を回避している ⑥農薬は、購入時の容器で保管している ⑦農薬は農産物と接触しない場所で保管している ⑧毒劇物に相当する農薬はトレー等の中で保管している ⑨農薬がこぼれた時の対策として、専用のちりとり、砂、ほうき等を保管場所に備え付けている ⑩保管庫には農薬及び農薬散布やこぼれた時の対策に使用するもの以外は置いていない

【解説】

「農作業安全のための指針について」では、農薬等の適切な管理を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

なお、これらの中には、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づき法令上の義務とされている事項を含みます。

【取組例】

- ・ 農薬は保管庫で鍵をかけて保管している
- ・ 冷涼・乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所で農薬を保管している
- ・ 毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示を行っている

- ・農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえを禁止している

【参 考】

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律で「毒物」とは、別表第一（注）に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律で「劇物」とは、別表第二（注）に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三（注）に掲げるものをいう。

（毒物又は劇物の取扱）

第 1 1 条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含む物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくははしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又ははしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

（毒物又は劇物の表示）

第 1 2 条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

「農作業安全のための指針について」

（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

I 基本事項

第 6 燃料、農薬等の管理に関する事項

2 農薬

（1）購入、保管、管理

ア 極力保管量を少なくするため、1 回当たりの購入量を必要最小限にし、有効期限内に使用すること。

イ 農薬取扱者を決めて管理し、保管は直接日光の当たらない、冷涼・乾燥した場所に保管庫を設けて行い、関係者以外が使用できないように鍵をかけること。

ウ 危険物に指定されている農薬を管理する場合は、法令に従って管理すること。

(3) 調製時、散布前

ア 防除機具の点検・整備を事前に行うとともに、専用の作業衣、保護具を着用すること。その際、マスクは農薬の種類に適した保証期限内のものを使用すること。また、農薬の吸入を防ぐため、顔とマスクとの密着具合についても確認すること。

イ 運搬時には、農薬の袋、ビンの破損や荷崩れ等により、農薬がこぼれないように注意すること。

ウ 調製時に、飲料水源、生物を飼育している湖沼から直接給水しないこと。誤飲事故の原因になるので、牛乳やジュース等の容器への移しかえは絶対に行わないこと。計量容器は専用のものを使用し、“農薬専用”と注意書きすること。

区分	番号	管理点	管理基準
廃棄物	38 (21)	農薬の空容器は適切に保管し、適切に処分している	農薬の空容器の保管は以下のことを守っている ①空容器の処理と保管はラベルの指示に従う ②容器内に農薬が残っていない ③人間、動物、農産物や梱包剤と接触しないように安全に保管、処分する ④農薬の空容器は地域の行政の指導に従って処分している

【解説】

農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施は法令で義務づけられております。

【取組例】

- ・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等）の処理を委託している

【参考】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物（注1）

（注1） 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の定義は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施

行令」第2条及び第2条の4に記載されています。

(事業者及び地方公共団体の処理)

第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

区分	番号	管理点	管理基準
記録	39 (38)	使用した農薬は記録し、出荷後にその記録を公開することができる	①使用場所（ほ場の名称等） ②対象作物 ③使用日 ④農薬名 ⑤希釈倍数 ⑥使用量 ⑦使用記録は1～3年間保存

【解説】

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）では、農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するように努めなければならないと定めています。

- ① 使用日
- ② 使用場所
- ③ 使用した農作物
- ④ 使用した農薬の種類又は名称
- ⑤ 単位面積当たりの使用量又は希釈倍率

また、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」においても、農薬の使用状況等の記録の保存を、農業者が環境保全のために最低限取り組むべき事項として示しています。

【取組例】

- ・農薬を使用した時は、使用日、使用場所、使用した農作物、使用した農薬の種類又は名称、単位面積当たりの使用量又は希釈倍率を帳簿に記録している

【参考】

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）（抜粋）
（帳簿の記載）

第9条 農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければ

ならない。

- 一 農薬を使用した年月日
- 二 農薬を使用した場所
- 三 農薬を使用した農作物等
- 四 使用した農薬の種類又は名称
- 五 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

7 生産情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

区分	番号	管理点	管理基準
残留農薬	40 (都)	適切なサンプリングにより、認定機関等で定期的に残留農薬の分析を行っている	①年1回程度、残留農薬分析を行っている ②分析結果を保管し、求めに応じて開示できるようにしている

【解説】

残留農薬の分析を計画的に行い、農薬が適正に使用されていることを確認するとともに、求めに応じて分析結果を開示できるよう自主的に残留農薬の分析と結果を記録しておくことが重要です。作物の残留値はほ場内でもバラツキがあるので、サンプリングは方法を定めて適切に実施しましょう。

【取組例】

- ・残留農薬分析計画があり、定期的に残留農薬分析を実施、その結果を適正に保管している

【参考】

「東京都エコ農産物認証制度」における残留農薬調査の検体採取、提出の留意点は、以下のとおりです。

- (1) 検体は、収穫の初期から最盛期に、出荷可能なものを選んで採取してください。また、可能な限り搬入直前に採取し、傷んだ個所や、通常は食用にしない部分（根菜・いも類は茎葉、葉菜類は根）、及び雑草・落葉等は必ず取り除いてください。
- (2) 土は分析誤差の原因となるため、検体に付着している場合は水でよく洗い落してください。

区分	番号	管理点	管理基準
残留農薬	41 (都)	残留農薬基準を把握しており、基準値を超えた場合の対策措置がある	①農薬残留基準を理解している ②基準値を超えた場合の回収方法についてマニュアル等を作成している

【解説】

食品中に残留する農薬などが、人の健康に害を及ぼすことのないよう、厚生労働省は、全ての農薬について、残留基準を設定しています。

残留基準は、食品安全委員会が、人が摂取しても安全と評価した量の範囲で、食品ごとに設定されています。農薬などが、基準値を超えて残留する食品の販売、輸入などは、食品衛生法により、禁止されています（いわゆる「ポジティブリスト制度」）。

また、万一、残留基準値を超過した場合は、ロット単位で出荷、販売停止、回収義務などが求められるので、これら対応に的確に行えるよう、マニュアルなどの作成しておく必要があります。

【取組例】

- ・ 残留農薬基準を理解している
- ・ 残留基準値超過時の対処方法についてのマニュアルを作成している

【参考】

「ポジティブリスト制度」（厚生労働省 平成 18 年 5 月 29 日施行）

従前の食品衛生法の規則では、残留基準が設定されていない農薬等が食品から検出されても、その食品の販売等を禁止するなどの措置を行うことができませんでした。「ポジティブリスト制度」では、原則、すべての農薬等について、残留基準（一律基準 0.01ppm を含む）を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等の禁止を行うこととしたものです。

食品衛生法（昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号）

第十一条

- 3 農薬（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の二第一項 に規定する農薬をいう。次条において同じ。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項 の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第二項 に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項 に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。）が、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、当該物質の当該食品に残留する量の限度について第一項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。

ポジティブリスト制度に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・ 農林水産省ホームページ「残留農薬のポジティブリスト制度と農薬のドリフト対策について」

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_drift/index.html

- ・ 厚生労働省ホームページ「食品中の残留農薬等」

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/)

農薬残留基準値に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・公益財団法人 日本食品化学研究振興財団ホームページ「残留農薬等基準トップページ」
(<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/FFCRHOME.nsf/pages/MRLs-n>)

7 肥料

区分	番号	管理点	管理基準
使用基準	42 (17)	定期的に土壌診断を実施した上で、適切な肥料の種類、施用量を決めている	①土壌診断の結果により施肥量を決めている ②緩効性肥料や肥効調節型肥料の利用、局所施肥等により施肥量の削減をしている ③追肥は作物の生育に合わせて行っている
	43 (17)	施肥は、肥料等の成分を把握した上で行っている	①都の慣行使用基準及び農作物施肥基準を参考に、適正量を施用している ②堆肥を使用する場合、堆肥由来の成分を考慮し、基肥量を決めている
	44 (17)	肥料等に関する最新の情報または適正利用についての情報を収集している	①指導機関等への問い合わせや普及センターが実施する講習会で情報収集している ②特に新規資材については、関係機関の指導を受けるなどしている

【解説】

作物は、施用された肥料成分のすべては利用できないため、肥料成分の一部は環境中に溶脱、流亡または揮散します。このため、過剰となるような肥料分量は投入しないことが必要です。また、特に茶生産においては、うまみ成分の増加には多くの窒素肥料が必要との考えの下、基準を上回る施肥が行われているところがあり、これは、樹勢の低下や生産費の上昇に加え、硝酸態窒素の地下水への溶脱による環境への負荷増大にも繋がるものです。

土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥や、都道府県の施肥基準で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施に関し、「地力増進基本指針」、「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」及び「茶生産における適正施肥の推進について」に取組例を示しています。

【取組例】

- ・堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥を行っている
- ・東京都の施肥基準等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を行っている
- ・施肥用機械・器具の点検・整備を行っている
- ・緩効性肥料や硝化抑制剤の利用等、施肥量軽減に資する技術や資材を活用している

【参考】

地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）（抜粋）

I 土づくりのための基本的な土壌管理の方法及び適正な土壌管理の推進

1 基本的な土壌管理の方法

（2）適正施肥の必要性

肥料の過剰な施用は、過繁茂や生育障害による収量・品質の低下、環境への負荷、生産コストの増嵩を招く恐れがある。特に畑土壌においては、酸性化、塩類の集積等土壌の化学的性質の悪化を招くことがあるのみならず、肥料成分の地下水、閉鎖性水域への用脱・流出や温室効果ガスの放出を招き、環境への負荷を与えることがあるので、土壌・作物診断等に基づき、たい肥や土壌からの可給態窒素等肥料成分の供給等を勘案し、適正な施肥に努めることが必要である。

III その他地力の増進に関する重要事項

第1 環境保全型農業の推進

1 家畜排せつ物等の有機物資源のたい肥化とその利用による土づくりの促進

土壌の主要な性質を総合的に改善するため、家畜排せつ物、農作物残さ、食品廃棄物、木質バイオマス等の有機物資源をたい肥化し、土づくりに有効活用するように努める。

2 土壌・作物診断等に基づく適正な施肥の実施

土壌・作物診断等の結果や土壌有機物に由来する可給態窒素の発現パターン、作物の生育状況等を勘案した適正な施肥を実施することにより、肥料成分の効率的な利用とその溶脱防止に努める。

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

（参考）環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）（抜粋）

（2）適切で効果的・効率的な施肥

【具体的な取組例】

◎都道府県の施肥基準、JAの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を行う。

◎地域向けの施肥量等が示されていない場合は、次の取組のうちいずれか一つを実行する。

①他の都道府県が示している基準、各種試験研究成果等を目安とした施肥を行う。

②土壌診断の実施とその結果を活用した施肥を行う。

③残存肥料成分の流出を防止するためのクリーニングクロップの作付け等を行う。

考え方

作物は、施用された肥料成分のすべては利用できないため、肥料成分の一部は環境中に溶脱、流亡または揮散します。このため、過剰となるような肥料成分量は投入しないことが必要です。各都道府県は、主要な作物について、標準的な施肥量や施肥方法、土壌条件や施用された有機物の違いなどを踏まえた施肥量等の調節方法などを「施肥基準」にまとめています。これらの情報は、農業者には、JA等が都道府県の協力を得て作成した栽培暦などの方法によって伝え

られます。肥料成分の過剰な投入を防ぐためにはこうした情報に沿った適切な施肥を行うことが必要です。

当該地域向けの施肥量等の基準が示されていない場合は、他の都道府県の施肥基準や各種の試験研究成果等に示されている施肥量などを目安にし、自らの営農条件を考慮に入れて適切な施肥量に調節することが必要です。

以上の取組によれない場合は、土壌診断によって土壌の肥料成分含有量の変化を把握し、それを踏まえた施肥量の加減を行うことや、残存肥料成分の流出を防止するための次の作物やクリーニングクロープを導入して裸地期間を短縮する等、環境に配慮した取組に努めることが必要です。

【その他の望ましい取組例】

○局所施肥（肥料を作物の根の周辺に局所的に施用する技術（例えば水稲作における側条施肥））の実施

○肥効調節型肥料（被覆肥料、化学合成緩効性肥料及び硝酸化成抑制剤入り肥料）の利用

考え方

作物の肥料吸収特性を踏まえた施肥方法を採用することによって、肥料成分の環境中への溶脱、流亡をさらに低い水準に抑えることができます。通常の施肥に比べて、肥料費や施用のための機械装備に追加の経費が必要となる場合が多いことから、営農の状況を考慮し、可能な場合には積極的に導入して下さい。

茶生産における適正施肥の推進について（平成9年5月29日付け9-6農産園芸局畑作振興課長通知）
（抜粋）

1. 近年、土壌埋設型ECセンサーを利用した施肥管理システム等土壌診断に基づく適時適切な施肥、緩効性肥料や硝化抑制剤の利用等、施肥量軽減に資する技術や資材が開発されている。茶生産の現場においては、行政、普及組織、研究機関、農業協同組合等の関係機関・団体が連携の上、地域の立地条件に合わせた土づくりの推進を図るとともに、新たに開発された技術・資材を活用した施肥量軽減のための方策を組み立てて普及啓発し、適正施肥に向けた取組を強力に推進すること。

区分	番号	管理点	管理基準
保管	45 (32)	肥料等は適切に保管している	化学肥料や梱包された肥料の保管場所は下記の項目を満たしている ①覆いがあり、直射日光や雨の当たらない場所に保管している ②きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない

【解説】

化学肥料や梱包された肥料は、直射日光にさらすと劣化し、肥料袋の損傷の原因となります。また、雨水等の侵入があると固結の原因になります。

【取組例】

- ・肥料を直射日光や雨水等が当たらない、屋内や屋根等の覆いの下で保管している
- ・直接地面に置かず、パレットやシート等の活用し、肥料、異物等の混入を防止している

区分	番号	管理点	管理基準
記録	46 (39)	使用した肥料等は記録している	①使用場所（ほ場の名称等） ②対象作物 ③使用日 ④肥料・資材の名称 ⑤使用量、使用面積

【解 説】

「環境と調和のとれた農業生産活動規範」では、肥料の使用状況等の記録の保存を、農業者が環境保全のために最低限取り組むべき事項として示しています。

肥料を使用したときの記録事項の例としては次に掲げるものがあります。

【取組例】

- ・施用日、施用場所、施用した農作物、施用した肥料の名称、施用面積、施用した量を台帳に記帳管理している

【参 考】

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

7 生産情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

8 農薬・肥料

区分	番号	管理点	管理基準
在庫管理	47 (32)	農薬、肥料等の在庫管理をしている	在庫台帳があり、入庫・出庫の記録がある

【解 説】

「農作業安全のための指針について」では、農薬等の適切な管理を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。また、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」では、農薬の使用状況等の記録の保存を、農業者が環境保全のために最低限取り組むべき事項として示しています。

なお、これらの中には「毒物、劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)」及び「消防法(昭和 23 年法律第 186 号)」に基づき、法令上の義務とされている事項を含みます。

【取組例】

- ・農薬等は極力保管量を少なくするため、1回あたりの購入量を最小限にしている
- ・農薬、肥料は在庫台帳に、その入庫・出庫状況を記録している

【参 考】

「農作業安全のための指針について」

(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

I 基本事項

第6 燃料、農薬等の管理に関する事項

2 農薬

(1) 購入、保管、管理

- ア 極力保管量を少なくするため、1回当たりの購入量を必要最小限にし、有効期限内に使用すること。
- イ 農薬取扱者を決めて管理し、保管は直接日光の当たらない、冷涼・乾燥した場所に保管庫を設けて行い、関係者以外が使用できないように鍵をかけること。
- ウ 危険物に指定されている農薬を管理する場合は、法令に従って管理すること。

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

7 生産情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)については番号37を参照してください。

消防法(昭和23年法律第186号)及び関係する政令、条例については番号48を参照してください。

9 燃料・農業資材

区分	番号	管理点	管理基準
燃料	48 (32)	燃料は適切に保管している	①火気がなく、不必要なものを置いていない場所で保管している ②燃料に適した容器で専用の場所に保管する。こぼれた燃料が周囲の環境を汚さないように容量にあった防油堤や溝を設置している

【解 説】

「農作業安全のための指針について」では、燃料等の適切な管理を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

【取組例】

- ・火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所で燃料を保管している
- ・燃料のそばでの機械、工具を使用していない

【参 考】

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）（抜粋）

第 1 章 総則

第 2 条 この法律の用語は左の例による。

7 危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

第 9 条の 4 危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物及びびわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの（以下「指定可燃物」という。）その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

第 10 条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

2 別表第 1 に掲げる品名（第 11 条の 4 第 1 項において単に「品名」という。）又は指定数量を異にする 2 以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が 1 以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

3 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。

4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

別表第 1（第 2 条、第 10 条、第 11 条の 4 関係）

種別	性質	品名
第四類	引火性液体	1 特殊引火物
		2 第一石油類
		3 アルコール類
		4 第二石油類
		5 第三石油類
		6 第四石油類
		7 動植物油類

備考

12 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他 1 気圧において引火点が 21 度未満のものをいう。

14 第二石油類とは、灯油、軽油その他 1 気圧において引火点が 21 度以上 70 度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

危険物の規制に関する政令（昭和34年9月26日政令第306号）（抜粋）

第1章 総則

（危険物の指定数量）

第1条の11法 第9条の4の政令で定める数量（以下「指定数量」という。）は、別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量とする。

第4章 貯蔵及び取扱の基準

（通 則）

第24条 法第10条第3項の製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

二 製造所等においては、みだりに火気を使用しないこと。

三 製造所等には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。

十三 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

別表第3 （第1条の11関係）

種別	品名	性質	指定数量
第四類	第一石油類	非水溶性液体	200 ^{リットル}
	第二石油類	非水溶性液体	1000 ^{リットル}

東京都火災予防条例（昭和37年3月31日条例65号）（抜粋）

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの遵守事項）

第30条 法第9条の4第1項の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、指定数量の5分の1未満の第四類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、この限りでない。

2 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。ただし、やむを得ず火気を使用する場合は、通風若しくは換気を行い、又は区画を設ける等火災予防上安全な措置を講ずること。

（少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準）

第31条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場所（以下「少量危険物貯蔵取扱所」という。）において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、前条に定めるもののほか、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

5 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所で、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場合又は可燃性の微粉が著しく多量に浮遊するおそれのある場合は、

電線と電気器具とを完全に接続して使用し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

「農作業安全のための指針について」

(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

I 基本事項

第6 燃料、農薬等の管理に関する事項

燃料、農薬、塗料等は、引火、発火、爆発、中毒等の危険があるため、取扱いを適正にする必要がある。

1 燃料

農業で多く使用されているガソリン、軽油、灯油は第4類危険物として、貯蔵施設、取扱資格等が法令で規制されている。詳しくは、法令、研修テキスト等を参照すること。

(1) 保管、管理

ア 容器には適正なものを使用し、専用の場所に保管すること。保管場所では、消火器を備え、火気を厳禁するとともに、関係者以外が立入らないように鍵をかけること。

イ こぼれた燃料が河川や周囲の環境を汚さないように、貯蔵場所の周囲に防油堤や溝を設置すること。室温で気化するガソリンを保管する場合は、気化ガスが滞留しないように常に換気すること。

(2) 使用

ア 給油は、必ず機械を停止させて冷えた状態で行うこと。配管の接続部からの漏れ、注入口からのあふれに注意し、こぼれたり、あふれたりした燃料は、すぐにふき取ること。

イ 燃料のそばでは、裸火や火花を発生する機械、工具を使用しないこと。静電気が発生しやすい服装をしないこと。また、掃除をして周囲の不必要な可燃物を取り除くこと。

ウ 燃料は長期間保管すると変質することがあり、このような燃料を使用した場合、機械の不具合の原因となることがあるので使用しないこと。

区分	番号	管理点	管理基準
記録	49 (40)	生産資材の購入伝票等は保存している	栽培に使用した、すべての生産資材の購入伝票等を、生産活動の内容が確認できるよう1年以上保存している

【解説】

農業活動に関する情報を後で確認できるようにするため、例えば、種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存や、資材の使用・洗浄・消毒、施設や機器の清掃等の取組を記録し、保管しましょう。

【取組例】

- ・栽培に関する生産資材の納品書等は、生産活動の内容確認に必要な期間以上、保存している

10 衛生管理

区分	番号	管理点	管理基準
リスク評価と対策	50 (6) (11)	摘採・運搬・製茶など、各作業工程毎に汚染や異物混入のリスク評価をしている	①摘採・運搬・荒茶製造・貯蔵・仕上茶製造・包装・出荷の各作業工程毎に農産物に生じる危害要因（微生物、化学的、物理的）のリスク評価（微生物の例：運搬中、農産物を置く場所は一時的であれ、地面に直接置くと微生物汚染のリスクがある）を実施し、その内容を記録している ②リスクがある場合、危害が生じないように対策を実施している

【解説】

摘採・運搬・荒茶加工時の汚染や異物混入を防ぐため、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」に取組例が示されています。

【取組例】

- ・覆いのない茶の上で、喫煙や飲食など、茶の汚染や異物混入の原因となる行動をしていない
- ・荒茶加工に当たっては、金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の異物混入防止措置がとられている
- ・必要に応じて適切な温度及び湿度の管理をしている 等

【参考】

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第1 農林水産物の採取における衛生管理

- （4）採取、保管及び輸送にあつては、そ族、昆虫、化学物質、異物、微生物等による汚染防止を図ること。
- （5）温度、湿度管理その他必要な措置を通じて、食品の腐敗、変敗等を防止すること。

第2 食品取扱施設等における衛生管理

6 食品等の取扱い

- （11）食品等の製造又は加工に当たっては、以下の事項の実施に努めること。

- ①原材料及び製品への金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じ検査すること。

区分	番号	管理点	管理基準
水質	51 (7)	製茶施設で使用する水の安全性を確認している	水道水以外の水源を利用している場合は、水質検査を定期的に行い、飲用に適していることを確認している。

【解説】

荒茶加工施設における水の使用に関し、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」に取組例が示されています。

【取組例】

- ・食品製造に直接関係ない目的で使用する場合を除き、飲用適の水を使用する

【参考】

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第2 食品取扱施設等における衛生管理

7 使用水等の管理

- (1) 食品取扱施設で使用する水は、飲用適の水であること。ただし、次のような場合は、この限りではないが、これらの水が食品に直接触れる水に混入しないようにすること。
 - ①暖房用蒸気、防火用水等、食品製造に直接関係ない目的での使用。
 - ②冷却や食品の安全に影響を及ぼさない工程における清浄海水等の使用。
- (2) 水道水以外の水を使用する場合には、年1回以上（食品の冷凍又は冷蔵業、マーガリン又はショートニング製造業（もっぱらショートニング製造を行うものは除く。）又は、食用油脂製造業にあつては4月に1回以上）水質検査を行い、成績書を1年間以上（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が1年以上の場合は当該期間）保存すること。ただし、不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。
- (3) 水質検査の結果、飲用不適となったときは、直ちに使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- (4) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- (5) 水道水以外の井戸水、自家用水道等を使用する場合は、殺菌装置又は浄水装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、記録すること。
- (6) 氷は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用適の水からつくること。また、氷は衛生的に取り扱い、貯蔵すること
- (7) 使用した水を再利用する場合は、食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、処理工程は適切に管理すること。

区分	番号	管理点	管理基準
作業者	52 (6) (11)	摘採・運搬に係る作業者の衛生管理に関するルールを作成し、実施している	以下の点を含んだルールを作成し、実施している ①喫煙、飲食する場所を定め、それ以外は禁止する ②感染症（インフルエンザ等）の人は作業を禁止する ③手指に傷等がある場合、適切な処置をする
	53 (6) (11)	荒茶製造・貯蔵・仕上茶製造・包装・出荷に係る作業者の衛生管理に関するルールを作成し、実施している	④作業前には手洗いを励行する ⑤作業中はアクセサリ等、装飾具を外す ⑥手指の爪は衛生的にする ⑦帽子等を着用する ⑧清潔な服装をする

【解説】

栽培・収穫段階の衛生管理については、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」の「第1 農林水産物の採取における衛生管理」に取組例が示されている一方、加工等収穫以降の衛生管理については、同指針の「第2 食品取扱施設等における衛生管理」及び「第3 食品取扱施設等における食品取扱者等の衛生管理」に取組例が示されています。

また、摘採・運搬・製茶時の汚染や異物混入の防止については、番号50を参照してください。

【取組例】

- ・喫煙、飲食をする場所として、特定の場所を設置している
- ・摘採・運搬・製茶・出荷等の作業前には、手洗いを励行している
- ・作業者の健康管理の実施（経口感染する疾病が疑われるものは作業しない）
- ・履物や手袋等の清潔さの保持
- ・外傷の被覆
- ・訪問者に衛生上のルールを守らせるなど部外者への適切な対応の実施

【参考】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抜粋）

第3条 食品等事業者(食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。)は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装(以下「販売食品等」という。)について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第1 農林水産物の採取における衛生管理

食用に供する農林水産物の採取にあたっては、次の管理を行うこと。

（7）食用に供する農林水産物の取扱者の衛生管理が行われていること。

第3 食品取扱施設等における食品取扱者等の衛生管理

（1）食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。

（2）保健所から検便を受けるべき旨の指示があったときには、食品取扱者に検便を受けさせること。

（3）次の症状を呈している食品取扱者については、その旨を食品等事業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者等に報告させ、食品の取扱作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。

① 黄疸 ② 下痢 ③ 腹痛 ④ 発熱 ⑤ 発熱をともなう喉の痛み

⑥ 皮膚の外傷のうち感染が疑われるもの（やけど、切り傷等）

⑦ 耳、目または鼻からの分泌（病的なものに限る）⑧ 吐き気、おう吐

皮膚に外傷があつて上記⑥に該当しない者を従事させる際には、当該部位を耐水性を有する被覆材で覆うこと。

（4）食品取扱者が一類感染症の患者、二類若しくは三類感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで食品に直接接触する作業に従事させないこと。

（5）食品取扱者は、衛生的な作業着、帽子、マスクを着用し、作業場内では専用の履物を用いるとともに、汚染区域にはそのまま入らないこと。

また、指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン等を食品取扱施設内に持ち込まないこと。

（6）食品取扱者は、食肉等が直接接触する部分が繊維製品その他洗浄消毒することが困難な手袋を原則として使用しないこと。

（7）食品取扱者は、常に爪を短く切り、マニキュア等は付けないこと。作業前、用便直後及び生鮮の原材料や汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。

なお、生鮮の原材料や汚染された材料等を取り扱った後は、非加熱で摂取する食品を取り扱うことは避けることが望ましい。

（8）食品取扱者は、食品の取扱作業中に次のような行動は慎むこと。

① 手又は食品を取り扱う器具で髪、鼻、口又は耳にふれること

② 作業中たん、つばをはくこと

③ 喫煙

④ 食品取扱区域での飲食

⑤ 防護されていない食品上でくしゃみ、咳すること

また、食品取扱者は、所定の場所以外では着替え、喫煙、飲食等を行わないこと。

（9）食品取扱者以外の者が施設に立ち入る場合は、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさ

せ、本項で示した食品取扱者等の衛生管理の規定に従わせること。
http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/

区分	番号	管理点	管理基準
品質管理	54 (11)	加工時の異物混入への対策を実施している	①出荷工程以前に目視点検等により異物を取り除く工程がある ②磁石などを利用した異物を取り除くための装置を設置している

【解説】

荒茶加工時の汚染や異物混入を防ぐため、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」に取組例が示されています。

特に、貯蔵・保管中には温度、湿度管理その他必要な措置を通じて、食品の腐敗、変敗等を防止することが必要です。

【取組例】

- ・異物混入を防ぐため、作業員の衛生管理に関するルールを定めている
- ・異物混入があった場合に、除去する対策を備えている

【参考】

番号50を参照してください。

区分	番号	管理点	管理基準
設備	55 (10) (11)	衛生害虫の発生や小動物の侵入に対する対策を実施している	衛生害虫の発生源の適切な処置、小動物や鳥類の侵入防止対策をしている
	56 (9)	製茶施設や使用する器具等を清潔に保っている	施設は清掃し、器具類は清潔に保っている

【解説】

収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具等が汚染源とならないようにするため、これらの衛生的な保管・取扱・洗浄に関し、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」に取組例が示されています。

【取組例】

- ・水はけがよく、清掃しやすいようにしている
- ・廃棄物を施設やその周辺に放置していない

- ・作業後に整頓し、清掃している
- ・衛生的な作業が行える明るさの照明を使用している
- ・ねずみや虫等が入らないようにしている 等
- ・収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具類等の定期的な手入れと、洗浄をしている
- ・収穫用の容器を、収穫された茶葉以外のものを運ぶために使用していない
- ・堆肥やその原料、生ごみ等に使用されるなど、汚染の可能性がある器具類等は、十分に洗浄し、必要に応じて消毒をしている 等

【参 考】

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第 1 農林水産物の採取における衛生管理

- (4) 採取、保管及び輸送にあつては、そ族、昆虫、化学物質、異物、微生物等による汚染防止を図ること。
- (5) 温度、湿度管理その他必要な措置を通じて、食品の腐敗、変敗等を防止すること。

第 2 食品取扱施設等における衛生管理

2 施設の衛生管理

- (1) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、施設の稼働中は常に衛生上支障のないように維持すること。
- (2) 製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所には、不必要な物品等を置かないこと。
- (3) 施設の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- (4) 施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。
- (5) 窓及び出入口は、開放しないこと。やむをえず、開放する場合にあつては、じん埃、そ族、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
- (6) 排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。
- (7) 便所は常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- (8) 施設内では動物を飼育しないこと。

3 食品取扱設備等の衛生管理

- (1) 衛生保持のため、機械器具（清掃用の機械器具を含む。）は、その目的に応じて使用すること。
- (2) 機械器具及び分解した機械器具の部品は、金属片、不潔異物、化学物質等の食品へ混入を防止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。
また、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。

4 そ族及び昆虫対策

- (1) 施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な状態に保ち、そ族及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ、排水溝の蓋等の設置により、そ族、昆虫の施設内への侵入を防止すること。
- (2) 年 2 回以上、そ族及び昆虫の駆除作業を実施し、その実施記録を 1 年間保管すること。ま

た、そ族又は昆虫の発生を認めるときには、食品に影響を及ぼさないように直ちに駆除すること。

- (3) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。
- (4) そ族又は昆虫による汚染防止のため、原材料、製品、包装資材等は容器に入れ、床又は壁から離して保管すること。一端開封したものについても蓋付きの容器に入れる等の汚染防止対策を講じた上で、保管すること。

6 食品等の取扱い

(11) 食品等の製造又は加工に当たっては、以下の事項の実施に努めること。

- ①原材料及び製品への金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じ検査すること。

第5 運搬

- (1) 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品や容器包装を汚染するようなものであってはならない。また、容易に洗浄、消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、補修を行うこと等により適切な状態を維持すること。
- (2) 食品と食品以外の貨物を混載する場合には、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品を適切な容器に入れる等食品以外の貨物と区分けすること。
- (3) 運搬中の食品がじん埃や有毒ガス等に汚染されないよう管理すること。
- (4) 品目が異なる食品や食品以外の貨物の運搬に使用した車両又はコンテナを使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。
- (5) バルク輸送の場合、必要に応じ、食品専用の車両又はコンテナを使用すること。その場合は、車両、コンテナに食品専用であることを明示すること。
- (6) 運搬中の温度、湿度その他の状態の管理に注意すること。

区分	番号	管理点	管理基準
設備	57 (8)	製茶施設には、手洗い設備やトイレがある	製茶施設または至近距離に手洗い設備やトイレがあり、衛生的な作業ができるようになっている

【解説】

加工から出荷までの工程に関わる作業者が衛生的な状態を保てるように、手洗い設備やトイレに関し、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」に取組例が示されています。

【取組例】

- ・手洗い設備やトイレ設備において、手を衛生的に洗浄し、乾燥することが出来る

【参考】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）
番号16を参照してください。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第2 食品取扱施設等における衛生管理

2 施設の衛生管理

(1) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、施設の稼働中は常に衛生上支障のないように維持すること。

(7) 便所は常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

3 食品取扱設備等の衛生管理

(1) 衛生保持のため、機械器具（清掃用の機械器具を含む。）は、その目的に応じて使用すること。

(7) 施設、設備等の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。

区分	番号	管理点	管理基準
設備	58 (10) (11)	製茶施設には、十分な明るさの照明と安全設備がある	①安全に作業ができる明るさがある ②天井の照明が割れた場合の飛散防止対策をしている

【解説】

荒茶加工施設・貯蔵施設の適切な内部構造の確保と、衛生管理の実施については、「食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」に取組例が示されています。

【取組例】

- ・安全に作業ができる明るさがある
- ・天井の照明が割れた場合の飛散防止対策をしている

【参考】

番号55および56を参照してください。

区分	番号	管理点	管理基準
設備	59 (10)	貯蔵場所の管理は適切にしている	①貯蔵中の温度は常に確認している ②貯蔵場所は整理整頓している ③貯蔵場所を定期的に清掃している

【解説】

荒茶加工施設・貯蔵施設の適切な内部構造の確保と、衛生管理の実施については、「食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」に取組例が示されています。

【取組例】

- ・貯蔵中の温度は常に確認している

- ・貯蔵場所は整理整頓している
- ・貯蔵場所を定期的に清掃している
- ・結露した水滴が農産物に触れないようにしている

【参 考】

番号55および56を参照してください。

区 分	番号	管理点	管理基準
資材	60 (9)	生葉を運搬する車両や 収穫袋等の収穫用具は 清潔にしている	①収穫袋等の用具は収穫専用のものを使い、 常に清潔にしている ②農薬や肥料等を運搬する車両で、収穫物を 運搬する場合、事前に荷台等を十分洗浄して いる

【解 説】

収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具等が汚染源とならないようにするため、これらの衛生的な保管・取扱・洗浄に関し、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」に取組例が示されています。

【取組例】

- ・収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具類等の定期的な手入れと、洗浄
- ・収穫用の容器を、収穫された茶葉以外のものを運ぶために使用しないこと
- ・堆肥やその原料、生ごみ等に使用されるなど、汚染の可能性がある器具類等は、十分に洗浄し、必要に応じて消毒 等
- ・農薬や肥料等を運搬する車両で、収穫物を運搬する場合、事前に荷台等を十分洗浄している

【参 考】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

番号16を参照してください。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）
番号55および56を参照してください

区分	番号	管理点	管理基準
資材	61 (11)	茶葉に付着する可能性がある洗剤・潤滑油等は食品用途のものを使用している	茶葉に接触する可能性がある場合、食品用途のもの、または HACCP 対応のものを使用している
	62 (11)	家庭用殺虫剤等を衛生害虫対策として使用する場合、適切に使用している	①調整・出荷施設等で、家庭用殺虫剤が農産物に付着する恐れがある場合は使用しない ②家庭用殺虫剤を使用する場合、適切に使用し、その内容を記録している

【解 説】

収穫・運搬・荒茶加工時の汚染や異物混入を防ぐため、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」に取組例が示されています。

【取組例】

- ・荒茶加工に当たっては、金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の異物混入防止措置をとる
- ・必要に応じて適切な温度及び湿度の管理・洗剤等は、慎重にかつ製造業者の指示に従って取扱い、使用し、食品の汚染を避けるために、必要に応じて食品から離して、明らかに区別できる容器に保存している
- ・農産物に接触する可能性がある場合、洗剤・潤滑油は食品用途のもの、または HACCP 対応のものを使用している
- ・調整・出荷施設等で、家庭用殺虫剤が農産物に付着する恐れがある場合は使用しない
- ・家庭用殺虫剤を使用する場合、適切に使用し、その内容を記録している

【参 考】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

番号16を参照してください。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

番号50を参照してください

区分	番号	管理点	管理基準
資材	63 (11)	包装資材・出荷用ダンボール等は、適切に保管している	①農薬・肥料・燃料等による汚染リスクのない場所で保管し、定期的に整理整頓・清掃している ②包装資材・出荷用ダンボール等は直接床に置いていない

【解説】

収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具等が汚染源とならないようにするため、これらの衛生的な保管・取扱・洗浄に関し、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」に取組例が示されています。

【取組例】

- ・包装資材は、清潔な場所に置く、箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、清潔に保っている
- ・包装容器の素材は、毒性がなく、茶葉の安全性に悪影響を与えないものを選択している 等

【参考】

番号56を参照してください。

11 農作業安全

区分	番号	管理点	管理基準
リスク評価と対策	64 (26)	危険性の高い機械作業、作業環境、危険箇所を把握している	危険な作業、場所について検討し、作業の見直し、作業現場の改善等で安全な農作業を行っている
	65 (29)	事故防止対策をたて、作業者に周知徹底している	事故を防ぐためのルールを作成し、作業者全員に配布又は掲示している

【解説】

「農作業安全のための指針について」では、農業生産活動における危険作業等の把握を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

【取組例】

- ・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握している
- ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制を整備している

【参考】

「農作業安全のための指針について」

（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

I 基本事項

第1 農作業安全一般に関する事項

2 農作業を行う際の配慮事項

(1) 日常的な配慮

ウ 農作業の点検・改善

- (ア) 日頃から作業手順、作業環境や危険箇所についてチェックを行い、作業方法の見直しや作業現場の改善、危険箇所の表示等安全で効率的な農作業を行うための対応を行っておくこと。

(イ) 危険性の高い作業を行う場合には、作業者の負担の軽減や早期に危険な状況を知らせる補助者を配置する等、一人での作業はできる限り行わないようにすること。やむを得ず一人での作業を行う場合には、作業内容や作業場所を家族等に明確に伝えておく等、事故が発生した場合の早期発見のために必要な措置を行っておくこと。

(ウ) 作業の受委託を行う場合には、委託者は受託者に対して危険箇所や注意事項等について事前に説明し、事故防止に努めること。

(5) 農作業事故への備え

ア 作業開始前に当該作業に関わる危険性を予測して、対応策を考えるような習慣を身につけること。

イ 万一の事故に備え、緊急時の連絡体制を確認するとともに、応急処置の知識を身につける等、普段から事故を最小限に止めるための対応を行っておくこと。

農作業安全対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「農作業安全対策」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/enzen/index.html)

- ・「生研センター」(注)のホームページ「農作業安全情報センター」

(<http://brain.naro.affrc.go.jp/enzenweb/index.html>)

(注) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究推進機構生物系特定産業支援センターの略称

区分	番号	管理点	管理基準
作業安全	66 (29)	危険箇所には適切な表示をしている	危険箇所には表示や掲示をしている

【解説】

「農作業安全のための指針について」では、農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等の取組を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

【取組例】

- ・危険箇所の表示板設置等を実施している
- ・農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等を実施している
- ・ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等を実施している
- ・高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の切除等を実施している
- ・酸欠の危険のある場所における、換気の実施、危険表示等を実施している
- ・暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等を実施している
- ・寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等を実施している
- ・粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等を実施している
- ・ハチ等の昆虫、へびやくま等の危険な動物への対応法及び被害にあった場合の応急対策を準備している

【参 考】

「農作業安全のための指針について」

(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

I 基本事項

第3 危険箇所での作業及び危険箇所の整備に関する事項

地域内の危険箇所のマップ作成や標示板設置等を行い、事故が発生しやすい危険箇所の周知徹底を図り、迂回路の表示や危険箇所の改善を行う等の対策を実施すること。

また、危険箇所での作業を行う場合には、補助者を配置する等できる限り複数で作業を行うように努めること。

1 転落・転倒事故の危険性が高い箇所

(1) 農道

イ 安全に通行できる道路幅を確保し、路肩の標示やすれ違い場所・回行場所の設定を行い、作業の状況に応じては一方通行についても検討すること。

ウ 曲がり角は隅切にし、路肩は分りやすくするため草刈りを行い、軟弱な場合は補強すること。路面の轍、水溜り、侵食されてできた溝等は平らにすること。

(2) ほ場

イ ほ場の出入口については、傾斜を緩く、幅を広くし、軟弱な部分は補強して、機械の出入りを容易にする等の対応を行うこと。

(3) 登坂、降坂

イ 傾斜地での作業の際には、車輪が浮かないようにバランス・ウエイトを取り付けること。傾斜地で等高線方向への走行を行う場合には、分担荷重が大きい側をなるべく山側にすること。傾斜地のほ場や坂道で操向クラッチを操作すると、車体が平地での操作とは逆の方向に旋回することがあるので注意すること。

(4) 高所

ウ 足場、階段やリフター等の昇降設備を設けるとともに、滑り止めや手すりを設置すること。

足場板、柱、ロープ類は十分な強度のものを使用し、定期的に点検すること。滑りやすい場所やスレートぶき屋根等踏み抜きの恐れがある場所では、踏み板を使う等十分注意すること。

オ 強風時には、作業を中止して未然の事故防止に努めること。

2 挟まれ事故の危険性が高い箇所

(1) 機械と柱や壁、樹木との間に挟まれないよう、これらとの間に必要な間隔を取って作業を行うこと。ハウスや倉庫等の屋内では十分な作業スペースを設けること。狭い場所で自走式機械を使用して複数の者が作業を行う場合には、合図を定め、互いに安全を確認しながら行うこと。

(2) 樹園地等では、作業に危険な樹木の枝等は切り、支線には目印を付けること。

3 酸欠等の危険性がある閉鎖空間

(1) 酸欠等の危険性のある閉鎖空間で作業を行う場合には、作業場所、作業時間を家族等に事前に知らせおくこと。

(2) 入室する前には、十分に換気を行うこと。作業中に酸素濃度の低下等の可能性がある場合には、酸素濃度等を確認しながら作業を行うこと。また、外部に人を配置し、関係者以外が立ち入らないように危険標示をする等の処置を行うこと。危険なガスが発生する可能性のある場合には、対応した防毒マスクを装着すること。糞尿タンク、サイロ等では、すぐ脱出できるよう

に安全帯を着用し、梯子等を掛けてから入ること。作業中は、時折互いに声を掛け合い、安全確認を行うこと。

4 倒壊等の可能性がある箇所

重量物を積み上げる作業や積荷の上での作業は、倒壊、転落、埋没の危険があるので十分に気をつけて行うこと。箱や袋等は、倒壊しないように、適切に組んで積み、積み過ぎ、荷物の中抜きはしないこと。

5 その他

(1) 交通事故の危険性が高い道路については、警察、道路管理者等と協議を行い、危険回避のための予告板標識やカーブミラーの設置等の対策を行うこと。

第4 安全で快適な作業環境に関する事項

2 作業環境への対応

(1) 暑熱環境

夏場等の暑熱環境下での作業は、熱中症（熱射病、熱けいれん、熱まひ）を生じる恐れがあるので、次の事項に留意すること。

ア 日中の気温の高い時間帯を外して作業を行うとともに、休憩をこまめにとり、作業時間を短くする等作業時間の工夫を行うこと。水分をこまめに摂取し、汗で失われた水分を十分に補給すること。

ウ 屋内では遮光や断熱材の施工等により、作業施設内の温度が著しく上がらないようにするとともに、風通しをよくし、室内の換気に努めること。作業施設内に熱源がある場合には、熱源と作業者との間隔を空けるか断熱材で隔離し、加熱された空気は屋外に排気すること。

(2) 寒冷環境

冬場等の気温の低い環境下での作業は、体が冷えて血行障害を起こすことや、体がこわばって動作がぎこちなくなり思わぬミスにより事故を起こすことがあるので、次の事項に配慮すること。

ア 朝夕の気温の低い時間帯を外して作業を行うとともに、こまめに休憩を取って体を温め、寒い場所での作業時間を短くする等の工夫を行うこと。防寒着、防寒手袋を着用し、体温が著しく失われないように努めること。

イ 手足が冷えてしまった場合には、直接温めて血行を回復させて、よく動くことを確認してから作業を再開すること。

(3) 粉塵

粉塵が発生する作業を行う際には、防塵めがね、防塵マスクを着用し、室内の場合には、発生源をカーテン等で囲い込むか、ダクト付き吸引ファンで吸引、捕集し、屋外の場合には、風上に立って作業すること。また、浮遊粉塵が周辺の住民や環境へ悪影響を与えないように十分に注意すること。

(4) 騒音

ア 著しい騒音は、作業者間の連絡や警報の認知を妨げ、農作業事故の発生原因となることがあるほか、難聴や身体機能の障害につながる場合もあるので、周辺に及ぼす影響についても考慮して適切な対策を行うこと。

イ 機械の導入に当たっては、事前に機械の騒音の程度を確認し、できる限り騒音の少ない機械の選定に配慮すること。

ウ 施設内では、天井や壁に吸音材を施工し、屋内外の騒音低減に努めること。

(5) 振動

ア 振動に長時間にさらされると、事故や身体機能の障害につながる場合があるので、適当な間隔で休憩、交替を行い、著しい振動が生じる作業現場での連続作業はできるだけ避ける等適切な対策を行うこと。

イ 機械の導入に当たっては、事前に振動の程度を確認し、できる限り振動の少ない機械の選定に配慮すること。

ウ 機械を操作する場合には、振動が大きくなる走行速度や回転速度帯をできるだけ避けること。振動の大きい動力刈払機等については、防振手袋を着用し作業を行うこと。

(6) 照度

ア 視力の衰えや目の疲れが生じないように、照明により作業場所を適度な明るさに保つこと。

イ 暗い場所で作業を行う場合には、適切な明るさの光源を用意し、視界を確保し、足元まで照らすようにすること。

ウ 明るすぎる場所で作業を行う場合には、サングラスや遮光カーテン等により適切な明るさに調整すること。

(7) 夜間作業の対策

イ 転落、転倒、追突等の危険性が高い箇所には、反射板、反射テープ、反射シール等を貼ったガードレール、標識、杭等を設置するか、街灯を整備すること。

3 作業姿勢、重量物取扱いへの配慮

著しく腰を曲げる等のきつい姿勢をとる作業や長時間にわたり同じ姿勢を続ける作業では、首、肩、腰等へ疲れが集中し、肩こり、腰痛等の原因となり、また、事故の要因ともなるので、作業台や棚の高さや配置の工夫、作業工程の変更等により作業姿勢を改善するとともに、体操や休憩により疲労の回復に努めること。

また、重い荷物の運搬は、転倒や腰痛等の原因となることがあるので、荷物の分割、複数での運搬、運搬台車の利用等により、なるべく負担を少なくするように努めること。

区分	番号	管理点	管理基準
作業安全	67 (27)	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者については制限を行っている	①法規制がある作業等には、必要な免許の取得や講習を受けている ②従業員にも必要な免許の取得や講習の受講に努力している ③次の該当者は、必要に応じて作業内容の制限を行う ・酒気帯び、薬剤服用、病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者・作業により、妊娠又は出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼすと考えられる者・年少者・作業の未熟練者

【解説】

「農作業安全のための指針について」では、適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限など就業の条件に関する事項を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

【取組例】

- ・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限している
- ・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮している
- ・未熟な農作業に対する熟練者による指導をしている
- ・準備体操や整理体操を実施している
- ・1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得を行っている
- ・定期的な健康診断を受診している 等

また、荒茶加工におけるボイラーの使用にあたっては、「労働安全衛生法」等に基づき、ボイラーの区分に応じた免許取得者等が取り扱うことが必要です。

【参考】

「農作業安全のための指針について」

(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

I 基本事項

第1 農作業安全一般に関する事項

1 就業の条件

(2) 農作業に従事する者の制限

次のアからキまでに掲げる者は、機械作業、高所作業等危険を伴う作業に従事しない又はさせないこと。また、それ以外の作業にあっても、必要に応じて作業の内容を制限すること。

ア 飲酒し、酒気を帯びている者

イ 薬剤を服用し、作業に支障がある者

ウ 病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者

エ 妊娠中及び産後一年を経過していない女性（特に、当該作業により、妊娠又は出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼすと考えられる者。）（以下「妊産婦」という。）

オ 年少者

カ 作業の未熟練者（熟練作業者の指導の下で行う場合を除く。）

キ 機械操作や化学物質等を取り扱う作業において、必要な資格を有していない者

2 農作業を行う際の配慮事項

(1) 日常的な配慮

ア 計画的な作業の実施

(ア) 一日の作業に入る前には準備運動を、作業後には整理運動を行い、体調を整えること。

また、その日の気候条件や作業者の体調を勘案して、無理のない作業を行うこと。複数で作業を行う場合には、事前にその日の作業について打合せを行うこと。

(イ) 気象条件やばらばら条件等により、作業が順調に進まないと無理が生じ、結果的に事故の要

因となる可能性があることから、余裕をもって無理のない作業計画を立てること。

(ウ) 一日の作業時間が8時間を超えないよう努めるとともに、疲労が蓄積しないよう定期的に休憩を取るよう努めること。

イ 健康管理

農作業に従事する者は、適当な休養をとり、定期的に健康診断を受ける等、日頃から健康管理に努めること。疾病がある場合には、医師等健康管理の専門家に相談し、健康状態によっては作業を休むか、作業の手順や分担を見直す等、事故発生につながらないように配慮すること。

エ 女性、年少者及び高齢者への配慮

(ア) 妊産婦及び年少者に重量物の取扱い、高所作業、著しい振動環境下にある作業等危険性の高い作業、及び薬剤の扱いを行わせないこと。また、妊産婦及び年少者に深夜作業を行わせないこと。

(ウ) 高齢者については、加齢により心身機能が変化することを踏まえ、日頃の健康管理を含めた総合的な安全講習の実施を通じ、特に高齢者自身及びその周囲の者の安全意識の向上に努め、作業分担、作業方法等について配慮すること。また、必要に応じて、高齢者の行っている作業について、農作業委託等への誘導を検討すること。作業現場は、できる限り誰にでも安全で快適に利用しやすいようにバリアフリー化に努めるとともに、作業機械の選定に当たっては、高齢者等の利用に配慮すること。

「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)(抜粋)

(就業制限)

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 略

労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第308号)(抜粋)

(定義)

第1条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三 ボイラー蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

イ ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積(以下「伝熱面積」という。)が〇・五平方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの

ロ ゲージ圧力〇・三メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が〇・〇〇〇三立方メートル以下のもの

ハ 伝熱面積が二平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル

- 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力〇・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの
- ニ ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が四平方メートル以下のもの
- ホ ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が五平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・〇二立方メートル以下のものに限る。）
- へ 内容積が〇・〇〇四立方メートル以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下のもの
- 四 小型ボイラーボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう。
- イ ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が一平方メートル以下のもの又は胴の内径が三百ミリメートル以下で、かつ、その長さが六百ミリメートル以下のもの
- ロ 伝熱面積が三・五平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力〇・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの
- ハ ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が八平方メートル以下のもの
- ニ ゲージ圧力〇・二メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が二平方メートル以下のもの
- ホ ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が十平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が三百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・〇七立方メートル以下のものに限る。）

五～十一略

（就業制限に係る業務）

第20条法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一、二 略

三 ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務

四 前号のボイラー又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーにあつては、主蒸気管及び給水管を除く。）の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。）の業務

五 ボイラー（小型ボイラー及び次に掲げるボイラーを除く。）又は第六条第十七号の第一種圧力容器の整備の業務

イ 胴の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが千三百ミリメートル以下の蒸気ボイラー

ロ 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラー

ハ 伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラー

ニ 伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。）

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令 33 号）（抜粋）

第 2 章ボイラー

（就業制限）

第 23 条 事業者は、令第二十条第三号の業務については、特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者（以下「ボイラー技士」という。）でなければ、当該業務につかしてはならない。ただし、安衛則第四十二条に規定する場合は、この限りでない。

2 事業者は、前項本文の規定にかかわらず、令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラーの取扱いの業務については、ボイラー取扱技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる。

（就業制限）

第 35 条 事業者は、令第二十条第五号の業務のうちボイラーの整備の業務については、ボイラー整備士免許を受けた者（以下「ボイラー整備士」という。）でなければ、当該業務につかしてはならない。

第 5 章小型ボイラー及び小型圧力容器

（特別の教育）

第 92 条 事業者は、小型ボイラーの取扱いの業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。

2 前項の特別の教育は、次の科目について行なうものとする。

- 一 ボイラーの構造に関する知識
- 二 ボイラーの附属品に関する知識
- 三 燃料及び燃焼に関する知識
- 四 関係法令
- 五 小型ボイラーの運転及び保守
- 六 小型ボイラーの点検

3 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

区分	番号	管理点	管理基準
製茶施設	68 (29)	施設内の通路は円滑に通行できるようにしている	①通路は十分な広さを確保している ②通路には障害物を置かない ③通行するのに十分な照明を設置している

【解説】

「農作業安全のための指針について」では、農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等の取組を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

【取組例】

- ・製茶施設等の屋内では十分な作業スペースを設けている

- ・通路は十分な広さを確保している
- ・通路には障害物や段差、滑りやすいところがなく、平坦である
- ・通行するのに十分な照明を設置している
- ・事故が発生しやすい危険箇所の周知徹底を図り、注意喚起表示や危険箇所の改善を行っている

【参 考】

番号67を参照してください。

区 分	番号	管理点	管理基準
農業機械	69 (30)	農業機械は適切に購入している	①型式検査合格証票又は安全鑑定証票を確認している ②中古機械購入時は、安全装備の状態や取扱説明書を確認している
	70 (30)	農業機械等は定期的に点検・整備・清掃している	法令で定期点検が定められている機械等は定期的に点検を行っている ①取扱説明書に従い、使用前に点検している ②定期的に整備している ③整備記録を残している

【解 説】

「農作業安全のための指針について」及び「農作業安全対策の推進について」では、機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

【取組例】

- ・機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無を確認している
- ・中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無を確認している
- ・機械等の使用前の、安全装置等の確認を行い、未整備機械は使用禁止としている
- ・機械等において指定された定期交換部品を交換している
- ・安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫を整備している
- ・保管時には機械等の昇降部を確実に下降させ、鍵の管理を行っている
- ・乾燥機等バーナーを有する機械の、配管の損傷、燃料漏れ、給気筒・給気口の状態、煙突の接続等の運転前点検の実施

また、荒茶加工におけるボイラーの使用にあたっては、「労働安全衛生法」等に基づき、定期自主検査、異状を認めた場合の補修等を行うことが必要です。ボイラー検査証の有効期間は1年であり、継続使用する場合は、有効期間内に性能検査に合格する必要があります。

【参 考】

「農作業安全のための指針について」

(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

I 基本事項

第1 農作業安全一般に関する事項

1 就業の条件

(1) 安全に農作業を行うための基本事項

ア 農作業に従事する者は、自己及び他人に危害が生じないよう、日頃から安全意識を持って、農業用機械・器具の日常点検や適正な操作等を通じ安全な作業の実施に心がけるとともに、周辺環境にも配慮すること。

2 農作業を行う際の配慮事項

(3) 機械・器具等の点検

機械・器具を用いる作業を行う場合には、必ず事前に安全装置や防護カバー等の安全装備を含めて点検を行い、操作、装着の方法等についても事前に確認を行っておくこと。

機械・器具及び安全装備等に異常がある場合には、調整又は修理を受ける等の必要な措置を必ず行うこと。

第5 機械の導入、利用、管理等に関する事項

1 機械の導入

(1) 機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準とすること。その際、一定水準以上の安全性を有する機械であることを示す型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無を参考とすること。

中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、又は適切な整備を行うこと。

2 機械の利用

(3) 点検、整備

使用前には必ず点検を行い、異常がある場合は整備するまで使用しないこと。指定された定期交換部品は必ず交換すること。

3 機械の管理

(1) 管理のための記録等

運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づき適正な管理を行うこと。法律に基づく点検は必ず受け、法律の規定がなくとも、年に1回は認定整備施設（「農業機械整備施設設置基準」昭和44年5月31日付け44農政第2285号農林水産事務次官依命通知）等で整備すること。

(2) 格納庫の整備

出入口の高さや幅、天井の高さ、床面積は余裕を持たせ、点検・整備の際のジャッキアップも考慮して、床面を舗装すること。また、出入口は目立つ色で塗装し、道路に面している場合は、出入口にカーブミラーを設置すること。

内部は十分な明るさが得られるように電灯を設置し、換気窓や換気扇等を設置して換気をよくすること。

(3) 機械の保管

昇降部を下げ、キーを抜いておくこと。

搭載式やけん引式の作業機では、格納時に機体を安定させるためのスタンド等が付属している場合は必ず使用すること。これ以外の作業機でも、着脱や格納庫内での整理を安全に行うため、キャスター付きパレットに載せることが望ましい。

作業後は機械を清掃し、作物の屑、泥、埃等を取り除くこと。

第7 道具の安全使用

1 共通事項

- (2) 使用前に取扱説明書を熟読するとともに、熟練者から指導を受けること。使用前に点検し、変形、異常があった場合は使用を中止すること

「農作業安全対策の推進について」(平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知)(抜粋)

5 安全性の高い農業機械の導入

これまで、補助事業の採択等を通じ、安全性の高い農業機械の普及を推進してきたところであるが、今後は、補助事業を活用しない機械(中古機械を含む。)の導入に際しても、型式検査(農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)第6条第2項に規定する型式検査をいう。)及び安全鑑定(生物系特定産業技術研究支援センター農業機械安全鑑定要領(平成15年10月1日付け15生研セ第32号)に基づく鑑定をいう。)の趣旨や安全キャブ及び安全フレームの装着効果の周知等を通じ、安全性の高い機械が選択されるよう、農業者等への啓発・指導を推進すること。

「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)(抜粋)

(定期自主検査)

第45条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第308号)(抜粋)

(特定機械等)

第12条 法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。

- 一 ボイラー(小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の適用を受けるものを除く。)

二～八 略

2 略

(個別検定を受けるべき機械等)

第14条 法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。

一、二 略

- 三 小型ボイラー(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。)

四 略

(定期に自主検査を行うべき機械等)

第15条 法第四十五条第一項の政令で定める機械等は、次のとおりとする。

- 一 第十二条第一項各号に掲げる機械等、第十三条第三項第五号、第六号、第八号、第九号、第十四号から第十九号まで及び第三十号から第三十四号までに掲げる機械等、第十四条第二号から第四号までに掲げる機械等並びに前条第十号及び第十一号に掲げる機械等

二～十一 略

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）（抜粋）

第2章 ボイラー

（定期自主検査）

第32条 事業者は、ボイラーについて、その使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期に、次の表の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一月をこえる期間使用しないボイラーの当該使用しない期間においては、この限りでない。

項目	点検事項	
ボイラー本体	損傷の有無	
燃焼装置	油加熱器及び燃料送給装置	損傷の有無
	バーナ	汚れ又は損傷の有無
	ストレーナ	つまり又は損傷の有無
	バーナタイル及び炉壁	汚れ又は損傷の有無
	ストーカ及び火格子	損傷の有無
	煙道	漏れその他の損傷の有無及び通風圧の異常の有無
自動制御装置	起動及び停止の装置、火炎検出装置、燃料しゃ断装置、水位調節装置並びに圧力調節装置	機能の異常の有無
	電気配線	端子の異常の有無
付属装置及び付属品	給水装置	損傷の有無及び作動の状態
	蒸気管及びこれに付属する弁	損傷の有無及び保温の状態
	空気予熱器	損傷の有無
	水処理装置	機能の異常の有無

（補修等）

第33条 事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行なった場合において、異状を認めたときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

第5節 性能検査

（ボイラー検査証の有効期間）

第37条 ボイラー検査証の有効期間は、一年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、構造検査又は使用検査を受けた後設置されていない移動式ボイラーであつて、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、当該移動式ボイラーの検査証の有効期間を構造検査又は使用検査の日から起算して二年を超えず、かつ、

当該移動式ボイラーを設置した日から起算して一年を超えない範囲内で延長することができる。
(性能検査等)

第38条 ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該検査証に係るボイラー及び第十四条第一項各号に掲げる事項について、法第四十一条第二項の性能検査（以下「性能検査」という。）を受けなければならない。

2 法第四十一条第二項の登録性能検査機関（以下「登録性能検査機関」という。）は、前項の性能検査に合格したボイラーについて、そのボイラー検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により一年未満又は一年を超え二年以内の期間を定めて有効期間を更新することができる。

(性能検査の申請等)

第39条 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うボイラーに係る性能検査を受けようとする者は、ボイラー性能検査申請書（様式第十九号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(労働基準監督署長が性能検査の業務を行う場合における規定の適用)

第39条の2 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長がボイラーに係る性能検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「法第四十一条第二項の登録性能検査機関」とあるのは「所轄労働基準監督署長又は法第四十一条第二項の登録性能検査機関」とする。

(性能検査を受けるときの措置)

第40条 ボイラーに係る性能検査を受ける者は、ボイラー（燃焼室を含む。）及び煙道を冷却し、掃除し、その他性能検査に必要な準備をしなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が認めたボイラーについては、ボイラー（燃焼室を含む。）及び煙道の冷却及び掃除をしないことができる。

2 第六条第二項及び第三項の規定は、ボイラーに係る性能検査について準用する。この場合において、同条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは、「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

第5章 小型ボイラー及び小型圧力容器

(定期自主検査)

第94条 事業者は、小型ボイラー又は小型圧力容器について、その使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しない小型ボイラー又は小型圧力容器の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 小型ボイラーにあつては、ボイラー本体、燃焼装置、自動制御装置及び附属品の損傷又は異常の有無

二 小型圧力容器にあつては、本体、ふたの締付けボルト、管及び弁の損傷又は摩耗の有無

(補修等)

第95条 事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行なった場合において、異常を認めたときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

区分	番号	管理点	管理基準
農業機械	71 (31)	農業機械等は適切に使用している	①機械等の使用前に安全装置等を確認している ②未整備状態の機械は使用を禁止している ③取扱説明書の内容を理解している ④取扱説明書はわかりやすい場所に保管している

【解説】

「農作業安全のための指針について」では、機械、装置、器具等の適正な使用を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

【取組例】

- ・機械等の取扱説明書の熟読、保管
- ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定
- ・乗用型茶園管理機使用時の、急旋回・急発進・急停止の回避、飛び乗り・飛び降りの禁止、最大積載量の遵守
- ・動力摘採機の茶袋の取り替え、詰まり除去等の際のエンジン停止、緊急時の動力遮断方法等の確認、移動中の刈刃停止、刈刃カバーの取り付け
- ・刈払機使用時の、部外者の立入禁止
- ・脚立の固定金具の確実なロック
- ・製茶機械の回転部のカバー取り付け、安全装置の使用、詰まり除去等の際の機械の停止
- ・製茶機械の始動、停止、点検及び整備の際の作業員全員の分かる合図の実施、確認 等

【参考】

「農作業安全のための指針について」

(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

I 基本事項

第5 機械の導入、利用、管理等に関する事項

2 機械の利用

(1) 取扱説明書の熟読、保管等

取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について理解すること。併せて機械に貼付してある安全標識を確認しておくこと。

また、取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにすること。

(2) 目的外使用と改造の禁止

本来の目的以外に使用しないこと。改造しないこと。特に、安全装備を取り外さないこと。

第7 道具の安全使用

2 脚立、梯子

(1) 基本

使用最大荷重の範囲内で使用し、また、飛び降りはないこと。

(2) 転倒防止

- ア 風雨の中や風の強い場所では使用しないこと。
- イ 安定しない場所には設置しないこと。特に台や箱の上に乗せて使用しないこと。また、足元や周囲がはっきり見えない暗がり、通行者と衝突する恐れがある出入口の前では使用しないこと。
- ウ 開き止め等の固定金具は、確実にロックしてから使用し、折りたたんだままの使用や、水平にしての使用は行わないこと。梯子を掛ける場合は、正面から見て垂直で、壁面に対して適正な傾斜角度にすること。また、曲面に踏棧が直接当たると、横滑りして梯子が不安定になるので、電柱や木等には極力立て掛けないこと。
- エ 複数の者が同時に上がらないこと。作業中、壁や物を無理に押したり、引いたりしないこと。

(3) 転落防止

- イ 踏棧にグリース、油、泥、雪、ペンキ等滑りやすいものが付いている場合は、きれいにふき取ること。
- ウ 脚立や梯子を背にしたり、荷物で両手がふさがれた状態で昇降したりしないこと。また、脚立の天板の上に立って作業を行わないこと。
- エ つなぎ目が折れる恐れがあるので、脚にパイプや木等をつながないこと。

(4) その他

運搬時や設置時には、送配電線等に触れることのないように注意すること。

3 包丁、鉋、鎌、槌、フォーク、鋤、鍬等農具

- (3) 切子等が人のいる方向へ飛散したり、器具が周囲の人に接触したりしないように作業位置、方向を工夫すること。必要であれば、対象物を固定する治具や作業台を併せて使用すること。

II 機種グループ別事項

第1 乗用型機械

2 一般事項

(1) 基本

- ア 緊急時に備えて、家族や作業員全員が作業機の動力遮断方法、エンジンの停止方法を確認しておくこと。
- イ 座席位置、ハンドル位置、座席のサスペンションを体格に合わせて最適位置に調整すること。チルトハンドルの場合、ハンドル調節時以外にはコラムを固定すること。
- ウ パワーステアリング付きの機械は、ハンドルが軽いため、回しすぎてふらつくことがあるので、道路走行時には慎重に操作すること。
クローラー式機械は、旋回方式によって、旋回半径、旋回中心位置が変わるのを理解して使用すること。

(2) 安全フレーム、安全キャブ、シートベルトの装着

機械の転倒、転落による事故が多発しているため、トラクター等安全フレーム又は安全キャブを装着可能な機械は極力装着し、併せてシートベルトも着用すること。

3 作業前

(1) 基本

- ア 機械を始動、運転するときには、前後左右をよく確認し、付近に人を近づけないこと。
エンジンの始動は、必ず運転席に座り、変速レバー、PTO変速レバー、各種操作レバーが中立位置にあり、駐車ブレーキがかかっていることを確認した上で行うこと。
- イ ブレーキやクラッチの操作ができなくなる恐れがあるので、運転席の足元に物を置かないこと。
- ウ 自動化装置は、使用方法を理解してから使用すること。

(2) 移動走行

- ア 重量のある直装式の作業機を後部装着して走行する場合は、前輪にかかる荷重が減少して操舵しにくくなるので、速度を下げた走行し、必要に応じてバランス・ウエイトを装着すること。
左右独立ブレーキの付いた機械では、走行、登降坂、畔越え時には、左右のブレーキペダルを連結すること。
- イ 本機と作業機の幅や高さの違いに注意し、防除機のブーム、代かきローター等の幅が広いものは折りたたむこと。
- ウ 暴走する恐れがあるので、急な下り坂では、走行クラッチを切ったり、変速を中立にする等、惰性で走行しないこと。

(3) 道路走行

- ア 作業灯を消灯し、ディファレンシャル装置のロックを解除するとともに、昇降部落下防止装置を固定にした上で、交通ルールを遵守して走行すること。
左右独立ブレーキの付いた機械は、左右のブレーキペダルを連結すること。
- イ 一般の自動車との速度差が事故につながるがあるので、低速車であることを表示するマーク（低速車マーク）や反射テープ等で目立つようにし、機体幅も反射マークや反射テープの貼付等により認識されやすくすること。
- ウ 道路運送車両法で規定する保安基準に適合しない機械は道路を走行できないので、トラック等で運搬すること。

(4) 作業機の着脱

- ア 作業機の取扱説明書についても使用前に熟読すること。また、保管場所を決めて、いつでも取り出して読めるようにすること。
- イ 着脱の際には、作業機と本機の間や作業機の下に入らず、作業機にスタンド等が付いている場合は、必ずスタンド等を使用して機械を安定させた上で行うこと。
PTO伝導軸は適切な長さのものを使用し、防護カバーの回り止めチェーンも確実に固定すること。また、作業機の装着によって機体の重量バランスが大きく崩れる場合には、バランス・ウエイトを装着すること。

4 作業中

(1) 基本

- ア 補助作業者を扱う機械作業では、作業者の体格、体力を考慮して、作業負担が過重とならないように作業速度等を調節すること。
- イ 作業部、PTOのクラッチは、補助作業者に合図して確認した後に入れること。
- ウ 機械から離れるときには、作業機を下げ、エンジンを止め、駐車ブレーキをかけ、キーを抜くこと。

エ あぜ塗り機、振動サブソイラー等振動が大きい機械で作業を行う場合には、腰痛等健康への影響を抑えるため、随時休憩をとること。

オ 排気ガスによる一酸化炭素中毒の恐れがあるので、室内やビニールハウス内では十分換気しながら、暖機運転や作業を行うこと。

(2) 転倒、転落、機械からの転落防止

ア 機械への乗り降りは、原則として、機械を背にして行わないこと。ステップを踏み外さないよう注意すること。ステップの泥はこまめに取り除くこと。

イ 必ず運転席に座って運転し、座席や乗車位置以外のところに人を乗せないこと。

補助作業者が乗車する場合には、転落防止ガードやチェーンをかけて作業すること。

ウ 急旋回、急発進、急停止はしないこと。また、作業中に飛び乗り、飛び降りをしてしないこと。

クローラーは滑りやすいので、足を掛けて乗り降りしないこと。

エ 最大積載重量を超えないようにすること。

コンテナを積載している場合には、コンテナがずれて落下しないように十分注意しながら作業すること。収穫作業では、荷台等に積載された収穫物が増えてくると、機体の重量バランスが変化するので、十分注意しながら作業すること。

(3) 衝突、挟まれ、巻き込まれ防止

ア 機械の通路に、機体や安全キャブ・フレームに当たる障害物がないか確認すること。

イ トラック等伴走車との組作業を行う機械では、合図を決めておき、協調性をもって作業できるようにすること。

収穫物等の運搬車への移し替えの際には、衝突や人の挟まれ等に注意しながら行うこと。大型の作業機や積載した荷物によって周囲が見にくい場合には、誘導者を決め誘導に従うこと。

ウ 作業機への巻き付き、詰まり等を除去する際には、エンジンを停止し、作業部の停止を確認した上で行うこと。また、油圧式の昇降部を上げている場合は、一般的に時間とともに下がってくることが多いので、必ず昇降部落下防止装置を固定にしておくこと。

(4) 資材等の取扱い

薬液タンク等に液体を入れて移動する場合は、重心が移動して機械が不安定になりやすいので、低速で行うこと。

牧草、堆肥などは、水分によって比重などの物理性が大きく異なることを念頭において、梱包、運搬作業を行うこと。

第2 歩行型機械

2 一般事項

(1) 緊急時に備えて、家族や作業員全員がエンジンの停止方法、運転操作方法を確認しておくこと。

(2) 主クラッチの入り切り等の操作方法が機種によって異なる場合があるので、よく理解してから使用すること。

(3) 道路上の移動走行は極力避け、トラック等に積載して運搬すること。

3 作業前

トラック等への積み下ろしの際には、水田車輪や耕うん爪、尾輪等を歩み板や周囲に引っかけ

ないように注意すること。

4 作業中

(1) 基本

ア 挟まれ、巻き込まれ防止

(ア) エンジンの始動は、各操作レバーを中立又は切の位置にした上で行うこと。

(イ) 不用意にロータリーや植付部の下に足を入れたりしないこと。また、作業機を回転させたまま移動走行しないこと。

(ウ) 後進時には、転倒して作業機に巻き込まれる危険性や、物と機械の間に挟まれる危険性が高いので、路面状態や後方の障害物に注意すること。

トラクターでは、後進の発進時にハンドルが持ち上がりやすいので、エンジン回転速度を下げ、しっかり押さえながらゆっくり主クラッチをつなぐこと。

(エ) ハウスや小屋の中、果樹園等、障害物がある場所では、周囲をよく確認しながら作業を行うこと。壁際での旋回は、壁と反対側の広い方向にハンドルを回すようにすること。

イ 転倒、転落防止

(ア) 坂道、傾斜地では、操向クラッチを極力使わず、ハンドル操作によって旋回すること。

(イ) ディファレンシャル装置によって旋回するトラクターでは、坂道、傾斜地では装置をロックしておくこと。

(ウ) ハンドルの向きが変わる機械では、移動時はハンドルを正規の位置に確実に固定すること。

ウ その他

長時間歩行すると疲労しやすいので、休憩を多めにとり疲労の蓄積を少なくすること。

(2) トラクターへのトレーラー装着

ア 操向クラッチ操作を極力行わず、ハンドル操作で旋回すること。また、ジャックナイフ現象を起こして転倒する恐れがあるので、急なハンドル操作をしないこと。

イ ブレーキ操作を妨げるような物をフットプレートの上に置かないこと。

ウ 追突されないようにトレーラーに反射シールや反射マークを貼ること。

エ トレーラーの鳥居部分に過大な荷重をかけると折れて押し潰される恐れがあるので、長大物等を多量にもたれかけさせて積載しないこと。

(3) トラクターによる定置作業

P T O軸にベルトをかけて動力を取り出す作業では、エンジンを回しながらベルト掛けをしないこと。ベルトに巻き込まれないように周囲に柵等を設置すること。

5 作業後

P T O軸を使用しない時には、P T O軸にカバーを付けておくこと。

輪距調節や作業機着脱を行うときには、機体を支える台やスタンドを使用すること。

第3 定置機械

2 一般事項

(1) 基本

緊急時に備えて、家族や作業員全員が機械停止方法を確認しておくこと。

(2) バーナーを有する機械

- ア 排ガスによる中毒の恐れがあるので、換気しながら利用すること。煙突を有するものにあつては、接続が外れていると排ガスが室内に漏れて危険なので、運転前に点検すること。
- イ 消火器を常備すること。使用期限を過ぎたものは交換すること。
- ウ 異常燃焼等の原因になるので、指定以外の燃料、購入後長期間経過し変質した燃料や水が混入した燃料を使用しないこと。

(3) エンジン式機械

- 屋内では、排ガスによる中毒の恐れがあるので、換気しながら使用すること。
- 燃料補給はエンジンが冷えているときに火気に注意して行い、こぼれた燃料はよくふき取っておくこと。

(4) 電動式機械

- コンセント、電源プラグ、電源コード、アース線、スイッチボックスの破損、腐食、断線等を見つけたらすぐ修理すること。
- 防水部分以外の電気系統に水がかからないようにすること。

3 据付

(1) 基本

据付は、平坦で十分な強度のある場所に行うこと。据付及び移設は、専門的知識を有する者に依頼すること。

可動部がむき出しにならないよう、カバーを付けるか、あるいは防護柵を設置すること。加工物等が飛散又は落下して傷害を起こす可能性がある場合も同様とする。

(2) バーナーを有する機械、エンジン式機械

- ア 燃料タンクは適正なものを使用し、燃料タンクから機械への配管は燃料の漏れがないよう確実に接続すること。
- イ 不完全燃焼や排ガスによる中毒を防止するため、閉鎖空間で使用する場合は必ず空気取入れ口を設けるほか、屋内で使用する場合は換気を十分考慮すること。
- ウ 発生する熱が周囲に影響を及ぼさないよう、機械の周りに空間を十分に確保すること。

(3) 電動式機械

- ア 制御盤は、水、埃のかからない場所に設置すること。
- イ 機械に必要な種類の電源、容量を確保すること。また、漏電防止のために、アースをとるとともに、漏電ブレーカーも設置すること。
- ウ 電源コードは、発熱するので束ねず、また、引っ張られないように余裕をもって取りまわし、水や油気のある所、高温部の付近、鋭い角の上等を避けて配線すること。踏みつけによる切断がないように、通路を避けて配線するか、カバーする他、ねずみ等による被害が懸念される場所では金属パイプ等でカバーすること。

4 作業前

(1) バーナーを有する機械、エンジン式機械

- ア 運転前には必ず配管の損傷、燃料漏れ、給気筒・給気口の状況、煙突の接続等について点検すること。なお、高温になる部分の掃除、点検は、運転前、常温に冷めた状態で行うこと。
バーナーやエンジンの周辺に可燃物を置かないこと。
- イ 給油は、機械の運転前に行い、給油中はその場から離れず、燃料がこぼれたらきれいにふき取ること。また、周囲では、裸火は使用しないこと。

(2) 空圧式機械

空気タンクが錆びて強度が低下していないか、定期的に点検・整備すること。
運転開始時にリリースバルブの動作確認を行うこと。

5 作業中

(1) 基本

ア 機械の始動、停止、点検及び整備は作業者全員に分かるよう合図をし、確認した上で行うこと。

イ 指定された回転速度以上で作業をしないこと。

ウ 作業服は袖や裾が締まるものを着用し、手袋は使用しないで、コンベヤ、チェーン、供給装置等に巻き込まれないように注意すること。また、送風機に体や衣服が吸い込まれないよう注意すること。

ベルトの掛け外し、点検・整備、供給部等の巻き付き及び詰まりの除去は、機械を停止してから行うこと。

エ 飛散物のある機械では、傷害の恐れがあるので、関係者以外は機械周辺に近寄らせないようにすること。

(2) バーナーを有する機械

ア 不完全燃焼にならないように燃焼状態を定期的に点検すること。異常を感じた場合は、すぐに消火して専門的知識を有する者に修理を依頼すること。

イ 安全装置が作動して機械が停止したときには、いったん主電源を切り、停止の要因を解除してから安全を確認した上で再起動すること。

(3) 電動式機械

ア 点検調整は、電源プラグを抜くか、電源ボックスのスイッチを切った状態で行うこと。

イ 感電の恐れがあるので、主電源を入れた後には、電源ボックス内等通電部分に触れないこと。また、濡れた手で電源プラグやスイッチに触れないこと。

ウ 停電時には、いったん電源スイッチを切り、電源プラグを抜くこと。復帰後、改めて電源プラグを接続し、安全を確認した上でスイッチを入れること。

(4) 空圧式機械

機械の仕様にあった圧力で使用すること。空気圧を抜いたときに、アクチュエーター等の自然落下に注意すること。

6 作業後

(1) 電動式機械

ア 電源プラグをコンセントに長期間接続したままにすると、ほこりが溜まって絶縁が悪くなり火災の危険性があるので、接続部分を掃除すること。

イ 電線をねずみにかじられないよう、餌となる穀物等を掃除し、侵入口をふさいでおくこと。

(2) 空圧式機械

エアコンプレッサを使用するものでは、空気タンク内の空気とたまった水を抜いておくこと。

第4 携帯式機械

2 一般事項

ア 緊急時に備えて、家族や作業者全員が機械停止方法を確認しておくこと。

- イ 防護カバーを取り外したまま使用しないこと。
- ウ 身に付ける機械では、緊急時に備えて、普段から機体を体から離す訓練をしておくこと。
- エ 肩掛けバンドやハンドル位置を調整して重量バランスをとっておくこと。
- オ 刈刃等の刃部を取り扱うときには、厚手の手袋を着用し、刈刃は確実に固定すること。

3 作業前

- ア 各部のネジの緩み、破損、亀裂、磨耗等がないか確認するとともに、電源コードの損傷、スイッチの作動不良等がないか点検すること。
- イ 背負式の場合、背負ったとき、背負バンドと操作レバーがもつれないようにすること。
- ウ 作業現場の異物（石、空き缶、杭等）を除去するか、除去できないものは目印を付すこと。

4 作業中

(1) 基本

- ア 部外者や動物を遠ざけ、周囲を確認しながら作業を行うこと。複数で作業を行う場合、機械の始動、作業の開始は、合図をし、安全を確認した上で行うこと。
- イ 資材の補給、点検、調整時や機械を地面に置くときには、可動部分を停止させること。また、移動時には、可動部分を停止させ、刈刃等の刃部にカバーを付けること。
- ウ 飛散物が発生する機械では、防護めがね等の適切な保護具を着用すること。

(2) エンジン式機械

- ア 適正なエンジン回転速度で作業を行い、スロットルレバーを針金等で固定しないこと。感電の恐れがあるので、プラグキャップや高圧コードに触れないこと。
- イ ハンドル振動対策、騒音対策として、防振手袋、耳栓、イヤーマフを使用すること。ハンドル振動、騒音の影響を最小限とするため、こまめに休憩をとること。寒冷作業時や気温の低い早朝時等では振動障害、凍傷の危険性が高まるので、手を十分に温めること。
- ウ 作業者に連絡をとる場合には、前方に回って遠くから呼びかける等、騒音で作業者が他者の接近に気づかない恐れがあることを考慮した安全な方法によること。
- エ ハウス内で使用する場合は、排気ガスによる中毒の恐れがあるので、換気をしながら、極力短時間に作業を行うこと。

(3) 電動式機械

- ア 電線コードは接続部が引っ張られないように余裕を持たせるとともに、コードでのつまずきや、切断することがないように、取り回しに注意するとともに作業方法についても検討すること。
- イ コンセントに電源プラグを差し込む際には、電源スイッチが切になっていることを確認した上で行うこと。また、電源プラグの抜き差しで電源の入り切りを行わないこと。感電の恐れがあるので、濡れた手では取り扱わないこと。

5 作業後

- 格納する場合は、火気がなく、直接日光が当たらない乾燥した場所に保管すること。
- 長期間格納する場合には、エンジン式機械では燃料を抜き取っておくこと。

第5 遠隔操作機械、無人走行機械

1 遠隔操作機械

(1) 適用範囲

機械本体と操縦装置が分離され、距離を隔てて操縦装置から信号を送って運転操作するものについて適用する。

ここでは、無線操縦式ヘリコプター、無線操縦式草刈り機等を想定している。

(2) 一般事項

ア 作業に適した気象条件下で作業を行うこと。

イ 事前にモニター用受信機で発信しようとする周波数の電波を聴取の上、使用されていないことを確認すること。

ウ 無線操縦式ヘリコプターにより、空中散布等を行う場合には、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号、農蚕園芸局長通知）に基づき実施するとともに、「産業用無人ヘリコプターによる病害虫防除実施者のための手引き」（(社)農林水産航空協会）を参考にすること。

(3) 作業前

ア 現場の状況がよく分かる地図を用意するとともに、作業区域の状況（地形、障害物）を予め調査し、作業経路等の計画を作業者全員で打ち合わせておくこと。

イ 作業区域、障害物等が操縦者から容易に識別できるように事前に標識を設置すること。

(4) 作業中

ア 基本

(ア) 関係者以外が近づかないように、必要な措置を講ずること。

(イ) 操縦者、誘導者は、ヘルメット等を着用すること。操縦者は、操縦装置のつりバンドを必ず首にかけて操作すること。

(ウ) 必要以上に急激な操作や大きな操作を行わないこと。

方向転換しながら操作する場合には、機械の前後左右の入れ替わりを十分確認しながら行うこと。

(エ) 操縦者は、機械と補助者や自分の位置関係を確認しながら移動し、機械を人のいる方向に向けないこと。

操縦者は、足場の良いところを移動すること。足場が不安定な場所では、機体を止めてから移動すること。

(オ) 操縦に不具合が発生した場合には、機械が停止するまで操縦装置の緊急停止ボタンを押し続ける等して、暴走を防ぐこと。無線操縦式ヘリコプターでは速やかに安全な場所に降下させること。

(カ) 車両の場合、遠隔操縦時には人を乗車させないこと。傾斜地で遠隔操縦する場合は、転倒等の際に巻き込まれないよう、人が機械の下方に位置しないよう配慮すること。

(キ) 遠隔操作と有人運転（機械本体の運転装置で直接運転操作すること。）の切替操作は正しく行うこと。

イ 飛行操縦

(ア) 操縦者は、操縦技術に習熟し、かつ無線操縦式ヘリコプターを用いた農薬等の散布技術を習得していること。

(イ) 機体等は、空中散布等の作業に適した性能を有したものであること。

(ウ) 空中散布等は、気流の安定した時間帯に、かつ、風速3m/秒以下の場合に実施すること。

(エ) 離着陸位置及びその周囲の地上状況について安全を十分に確認し、操作は安全に行うこと。

電波障害が生じるので鉄道、高圧線、発電所、変電所等と十分な距離を取って飛行させること。

人や建物、障害物、太陽等に向けて飛行させないこと。

(オ) 作業に当たっては、必ず誘導者を決め誘導すること。誘導者は、機械を歩行者や車等に近づけないよう、これらの接近を操縦者に連絡すること。

(カ) 同一地区に2機以上同時に飛行させる場合は、混信を起こさないよう離れた周波数を使用し、相互に200m以上距離を取って作業すること。

(5) 作業後

ア 機械本体の水洗いをする時には、電気系統に水がかからないようにすること。

イ 内部のマイクロコンピューターが故障する恐れがあるので、機械本体の制御装置の近くでは電気溶接を行わないこと。

ウ 無線操縦ヘリコプターにあっては、機体本体、操縦装置及び散布装置は別々に倉庫等に施錠して保管する等厳重な保管管理に努めること。

2 無人走行機械

(1) 適用範囲

無人で自動走行する機械、あるいは有人であっても走行操作の自動運転が可能な機械について適用する。

ここでは、無人単軌条運搬機、無人スピードスプレーヤー、自動摘採機等を想定している。

(2) 一般事項

ア 緊急時に備えて、家族や作業員全員が機械停止方法を確認しておくこと。

イ 取扱説明書や手引きをよく読んで取扱方法を理解しておくこと。無人運転、有人運転、遠隔操作等の切り替えは、決められた手順どおりに行うこと。

ウ 作業範囲は監視者が緊急停止できる範囲にすること。

エ 機械を使用する場所の周辺で、誤作動の原因となる電気溶接機や無線送信機等を使用しないこと。また、高圧線、鉄道の付近を避けて使用すること。

オ 操縦に不具合が発生したら、必ず点検・整備を受けること。

(3) 経路の敷設、設定

ア 経路の敷設は専門的知識を有する者に依頼して行うこと。

イ 経路は、十分な強度、幅員、安全な勾配、曲率半径等を有するものとし、経路の端部は道路への暴走を防止する装置（ストッパー）を備えること。

ウ 作業経路上及び周囲に、関係者以外が立ち入らないように、防護柵や監視者を設置する等の処置を行うか、人が接近した場合は機体が自動停止する構造にすること。

経路が道路に連絡している場合、作業道・耕作道の上を横断している場合は、運転中であることが明瞭にわかる標識をつけ通行する者に注意を促すこと。また、必要に応じて、通行する者が避難できる場所を確保し、これを表示すること。

(4) 作業前

ア 経路の保全

(ア) 支柱の沈下や傾き、浮き上がり、取り付け部の緩み、磨耗等の異常がないことを確認すること。

(イ) 経路分岐器の作動を確認するとともに、経路に設けたストッパーの破損がないか確認すること。

と。また、誘導電線の断線、ショートの有無を点検すること。

(ウ) 有人運転のことも考慮して、経路に障害物がないように環境整備をしておくこと。

ウ 起動時

機械の周囲に人がいないか、また、不意に飛び出す恐れがないか確認し、合図を行い、安全を確認してから起動すること。

(5) 作業中

ア 基本

(ア) 緊急停止装置、走行時衝突防止装置、暴走防止装置、速度制御装置、接近検出装置、接触検出装置等に異常が発生していないか監視すること。

(イ) 無人運転専用で作られている機械に絶対に乗車しないこと。

(ウ) 走行中に積み降ろし、積み替えをしないこと。無人運転時の荷役作業では、機械の停止、発進を確実に操作し確認しながら行うこと。

(エ) 誤って意図しない方向に走行したり、分岐点で脱線したりすることのないように経路分岐点の切り替えは確実に行うこと。

(オ) 運転中に万一制御不能が発生した場合には、緊急停止ボタン等を操作して停止させ、機械が完全に停止したことを確認すること。

イ 有人運転時

(ア) 乗車位置以外には乗らないこと。飛び乗り、飛び降りしをないこと。

(イ) 衝突や転落の恐れがあるので、ヘルメットを着用すること。また、経路周辺の障害物に注意すること。

(ウ) 非常停止装置が作動して運転停止した場合、非常停止の要因を確認して解除した後、いったん主電源を切り、安全を確認してから再度起動し運転すること。

(6) 作業後

ア カバーを開けて水洗いするときには、電気系統に水がかからないようにすること。

イ 定期的に経路、各安全装置、電気系統、警報装置、バッテリー、ブレーキ、誘導用制御機器等の点検を行うこと。点検、修理の際は、機械の進行方向に極力立たず、歯止め等の暴走防止策を施してから行うこと。

ウ 異常を認めるときは、直ちに点検等必要な措置を講ずること。修理は、専門知識を有する者に依頼して行うこと。

エ 内部のマイクロコンピューターが故障する恐れがあるので、制御装置の近くでの電気溶接や、雷発生時の運転等は行わないこと。

オ 屋外で保管する機械については、施錠する等厳重な管理に努めること。

第6 荷役用機械

農業現場で使われることの多いフォークリフト、ホイールローダー、スキッドステアローダー、クレーン、移動式クレーン等については、労働安全衛生法等の関係法令に従って、技能講習を受講し、道路を走行する大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては自賠責保険に加入するとともに、必要な免許等を取得するなど、適正に使用すること。

農業用トラクター、コンバイン等の個別機種ごとの作業上の留意事項については「農作業安全のた

めの指針」の参考資料として、「個別農業機械別留意事項」（平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知）が取りまとめられているので、参考にしてください。

- ・農林水産省ホームページ「農作業安全対策」中「農作業安全関係通知」
http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html

区分	番号	管理点	管理基準
農業機械	72 (36) (41) (44)	ボイラーを適切に設置し使用している	①取扱作業主任者の設置等、ボイラーの設置・使用に必要な届出等を正しく行っている ②ボイラーの定期自主検査を実施し、3年間記録を保存している

【解説】

ボイラーの設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置に関しては、法令に義務付けられており、以下の対応をする必要があります。

- (1) ボイラーの場合
 - ① 設置時の届け出、落成検査等の実施
 - ② 必要な場合は取扱作業主任者の設置
- (2) 小型ボイラーの場合
 - ① 設置の報告

また、「ボイラー及び圧力容器安全規則」では、ボイラーの定期自主点検の記録の保存が義務付けられています。

【取組例】

- ・ボイラーの設置に関する法令上の義務を確認し、適切に届出等を行っている
- ・ボイラーの定期自主点検を実施し、**3年間**記録を保存している

【参考】

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）（抜粋）

第2章 ボイラー

（設置届）第10条 ボイラー（移動式ボイラーを除く。以下この条において同じ。）を設置しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、ボイラー設置届（様式第十一号）にボイラー明細書（様式第三号）及び次の事項を記載した書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

- 一 第十八条のボイラー室及びその周囲の状況
- 二 ボイラー及びその配管の配置状況
- 三 ボイラーの据付基礎並びに燃焼室及び煙道の構造
- 四 燃焼が正常に行われていることを監視するための措置

（使用検査）

第12条 次の者は、法第三十八条第一項の規定により、それぞれ当該ボイラーが特定廃熱ボイラー以外のものであるときは都道府県労働局長の、特定廃熱ボイラーであるときは登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。

- 一 ボイラーを輸入した者
- 二 構造検査又はこの項の検査を受けた後一年以上（設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたボイラーについては二年以上）設置されなかつたボイラーを設置しようとする者
- 三 使用を廃止したボイラーを再び設置し、又は使用しようとする者

（落成検査）

第14条 ボイラー（移動式ボイラーを除く。）を設置した者は、法第三十八条第三項の規定により、当該ボイラー及び当該ボイラーに係る次の事項について、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたボイラーについては、この限りでない。

- 一 第十八条のボイラー室
- 二 ボイラー及びその配管の配置状況
- 三 ボイラーの据付基礎並びに燃焼室及び煙道の構造

2 前項の規定による検査（以下この章において「落成検査」という。）は、構造検査又は使用検査に合格した後でなければ、受けることができない。

3 落成検査を受けようとする者は、ボイラー落成検査申請書（様式第十五号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより第十条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項のボイラー明細書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

（ボイラー取扱作業主任者の選任）

第24条 事業者は、令第六条第四号の作業については、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に掲げる者のうちから、ボイラー取扱作業主任者を選任しなければならない。

- 一 取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が五百平方メートル以上の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。）における当該ボイラーの取扱いの作業特級ボイラー技士免許を受けた者（以下「特級ボイラー技士」という。）
- 二 取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二十五平方メートル以上五百平方メートル未満の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合において、その伝熱面積の合計が五百平方メートル以上のときを含む。）における当該ボイラーの取扱いの作業特級ボイラー技士又は一級ボイラー技士免許を受けた者（以下「一級ボイラー技士」という。）
- 三 取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二十五平方メートル未満の場合における当該ボイラーの取扱いの作業特級ボイラー技士、一級ボイラー技士又は二級ボイラー技士免許を受けた者（以下「二級ボイラー技士」という。）
- 四 令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラーのみを取り扱う場合における当該ボイラーの取扱いの作業特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習を修了した者

2 前項第一号から第三号までの伝熱面積の合計は、次に定めるところにより算定するものとする。

- 一 貫流ボイラーについては、その伝熱面積に十分の一を乗じて得た値を当該貫流ボイラーの伝熱面積

とすること。

- 二 廃熱ボイラーについては、その伝熱面積に二分の一を乗じて得た値を当該廃熱ボイラーの伝熱面積とすること。
- 三 令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラーについては、その伝熱面積を算入しないこと。
- 四 ボイラーに圧力、温度、水位又は燃焼の状態に係る異常があつた場合に当該ボイラーを安全に停止させることができる機能その他の機能を有する自動制御装置であつて厚生労働大臣の定めるものを備えたボイラーについては、当該ボイラー（当該ボイラーのうち、最大の伝熱面積を有するボイラーを除く。）の伝熱面積を算入しないことができること。

（定期自主検査）

第32条

- 3 事業者は、前二項の自主検査を行なつたときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

第5章 小型ボイラー及び小型圧力容器

（設置報告）

- 第91条 事業者は、小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書（様式第二十六号）に機械等検定規則第一条第一項第一号の規定による構造図及び同項第二号の規定による小型ボイラー明細書（同規則第四条の合格の印が押されているものに限る。）並びに当該小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

（定期自主検査）

第94条

- 3 事業者は、前二項の自主検査を行なつたときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

区分	番号	管理点	管理基準
管理体制	73 (27)	農作業に従事する人は、健康管理をしている	①毎年、健康診断を受けるなど、十分留意している ②従業員にも健康診断を受けるよう促している

番号67を参照してください。

区分	番号	管理点	管理基準
管理体制	74 (33)	労働者災害補償保険等に加入している	雇用者がいる場合、加入している（個人経営の農業では常時5人未満の雇用は任意加入）
	75 (33)	緊急事態の備えをしている	①ほ場の近くには清潔な水があるか、清潔な水を携帯している ②救急箱と緊急連絡先、応急措置等の対処手順書を携帯している ③農薬中毒等の事故に備えて、緊急対応処置の掲示をしている ④火災が発生する恐れのある場所では、消火器を設置している

【解説】

「農作業安全のための指針について」では、事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

【取組例】

- ・死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等へ加入している
- ・道路等での第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険へ加入している
- ・事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険へ加入している 等

このうち、労災保険については、労働者の業務上や通勤途上の災害によるけがや病気を対象とする制度であり、原則として一人でも労働者を使用する事業は事業の種類・規模を問わず、すべて適用事業とされています（労働者災害補償保険法第3条）。

ただし、常時5人未満の労働者を使用する個人経営の農林、水産業の事業（特別加入者が行う農業の事業を除く。）の一部については、労災保険への加入は任意となります（暫定任意適用事業）。

なお、農業者の場合は、事業者本人であっても、以下のいずれかに該当すれば労災保険への特別加入ができます（労働者災害補償保険法第33条、第34条、第35条等）。

- ① 特定農作業従事者（年間農産物総販売額300万円以上又は経営耕地2ヘクタール以上の規模で、土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取、又は家畜若しくは蚕の飼育の作業を行う自営農業者（労働者以外の家族従事者などを含みます。）であって、特定の作業（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第1号に規定する作業）に従事する方）
- ② 指定農業機械作業従事者（自営農業者（労働者以外の家族従事者などを含みます。）であって、特定の機械（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第1号に規定する機械）を使用し、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業を行う方）
- ③ 中小事業主等（常時300人以下の労働者を使用する事業主とその家族従事者等）

なお、詳しくは最寄りの労働基準監督署にご確認下さい。

また、外国人技能実習生についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）「技能実習1号ロ」第12号において監理団体又は実習実施機関は、外国人技能実習生が技能等の修得活動を開始する前に、労働者災害補償法による労働者災害保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていることが義務付けされています。

【参 考】

労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）（抜粋）

（定義）

第9条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

第10条 この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

（療養補償）

第75条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抜粋）

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

第33条 次の各号に掲げる者（第2号、第4号及び第5号に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。）の業務災害及び通勤災害に関しては、この章に定めるところによる。

- 一 厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業（厚生労働省令で定める事業を除く。第7号において「特定事業」という。）の事業主で徴収法第33条第3項の労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）に同条第1項の労働保険事務の処理を委託するものである者（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）
- 二 前号の事業主が行う事業に従事する者
- 三 厚生労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者
- 四 前号の者が行う事業に従事する者
- 五 厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者

第35条 第33条第3号に掲げる者の団体又は同条第5号に掲げる者の団体が、当該団体の構成員である同条第3号に掲げる者及びその者に係る同条第4号に掲げる者又は当該団体の構成員である同条第5号に掲げる者の業務災害及び通勤災害（これらの者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者にあつては、業務災害に限る。）に関してこの保険の適用を受けることにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第3章第1節から第3節まで（当該厚生労働省令で定める者にあつては、同章第1節及び第2節）、第3章の2及び徴収法第2章から第6章までの規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 当該団体は、第3条第1項の適用事業及びその事業主とみなす。
- 二 当該承認があつた日は、前号の適用事業が開始された日とみなす。
- 三 当該団体に係る第33条第3号から第5号までに掲げる者は、第1号の適用事業に使用される労働者とみなす。

附則（昭和44年12月9日法律第83号）抄（労働者災害補償保険の適用事業に関する暫定措置）
第12条 次に掲げる事業以外の事業であつて、政令で定めるものは、当分の間、第2条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第3条第1項の適用事業としない。

- 一 第2条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第3条第1項に規定する事業
- 二 労働者災害補償保険法第35条第1項第3号の規定の適用を受ける者のうち同法第33条第3号又は第5号に掲げる者が行う当該事業又は当該作業に係る事業（その者が同法第35条第1項第3号の規定の適用を受けなくなった後引き続き労働者を使用して行う事業を含む。）であつて、農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）に該当するもの
- 三 前項の政令で定める事業は、任意適用事業とする。

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）（抜粋）

第46条の18 法第33条第5号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

- 一 農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）における次に掲げる作業
 - イ 厚生労働大臣が定める規模の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜（家きん及びみつばちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業であつて、次のいずれかに該当するもの
 - （1）動力により駆動される機械を使用する作業
 - （2）高さが二メートル以上の箇所における作業
 - （3）労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第六第七号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業
 - （4）農薬の散布の作業
 - （5）牛、馬又は豚に接触し、又は接触するおそれのある作業
 - ロ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、厚生労働大臣が定める種類の機械を使用するもの

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令抄

（労災保険暫定任意適用事業）

第17条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第12条第1項の政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業（都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業、法人である事業主の事業及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

第7条第1項第1号に規定する業務災害の発生のおそれが多いものとして厚生労働大臣が定める事業を除く。）のうち、常時5人以上の労働者を使用する事業以外の事業とする。

- 一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十七条の規定に基づく厚生労働大臣が定める事業（昭和50年4月1日）（労働省告示第35号）（抜粋）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に

関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和47年政令第47号)第17条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める事業を次のように定める。

昭和47年労働省告示第19号(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第17条第2号への規定に基づき、労働大臣が定める危険又は有害な作業を定める告示)及び昭和47年労働省告示第20号(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第17条第4号の規定に基づき、労働大臣が指定する水面を定める告示)は、昭和50年3月31日限り廃止する。

- 一 立木の伐採、造林、木炭又は薪を生産する事業その他の林業の事業であつて、常時労働者を使用するもの又は1年以内の期間において使用労働者延人員300人以上のもの
- 二 別表第一に掲げる危険又は有害な作業を主として行う事業であつて、常時労働者を使用するもの(前号及び次号に掲げる事業を除く。)
- 三 総トン数5トン以上の漁船による水産動植物の採捕の事業(河川、湖沼又は別表第二に掲げる水面において主として操業する事業を除く。)

附則(平成12年12月25日労働省告示第120号)抄

(適用期日)

第1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成12年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から適用する。

別表第一

- 一 毒劇薬、毒劇物又はこれらに準ずる毒劇性料品の取扱い
- 二 危険又は有害なガスの取扱い
- 三 重量物の取扱い等の重激な作業
- 四 病原体によつて汚染されるおそれが著しい作業
- 五 機械の使用によつて、身体に著しい振動を与える作業
- 六 危険又は有害なガス、蒸気又は粉じんの発散を伴う作業
- 七 獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における作業
- 八 強烈な騒音を発する場所における作業
- 九 著しく暑熱な場所における作業
- 十 著しく寒冷な場所における作業
- 十一 異常気圧下における作業

労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第46条の18第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める機械の種類を定める告示

労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第46条の18第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める機械の種類を次のとおり定め、昭和40年11月1日から適用する。

- 一 動力耕うん機その他の農業用トラクター(耕うん整地用機具、栽培管理用機具、防除用機具、収穫調整用機具又は運搬用機具が連結され、又は装着されたものを含む。)
- 二 前号に掲げる機械以外の自走式機械で、次に掲げるもの
イ 動力溝掘機

- ロ 自走式田植機
- ハ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械
- ニ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械
- ホ トラックその他の自走式運搬用機械
- 三 次に掲げる定置式機械又は携帯式機械
- イ 動力揚水機
- ロ 動力草刈機
- ハ 動力カッター
- ニ 動力摘採機
- ホ 動力脱穀機
- へ 動力剪（せん）定機
- ト 動力剪（せん）枝機
- チ チェーンソー
- リ 単軌条式運搬機

「農作業安全のための指針について」

（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

I 基本事項

第1 農作業安全一般に関する事項

1 就業の条件

（6）労災保険等への加入

農作業事故が発生した場合に備え労災保険（労働者災害補償保険）に加入し、必要に応じて傷害共済等各種の任意保険にも加入しておくこと。

乗用型トラクターをはじめとする農耕作業用小型特殊自動車については、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険」という。）への加入義務はないが、路上等で万一事故が発生した場合には自己責任となることから、極力任意保険に加入すること。

また、上記以外の大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、自賠責保険への加入義務があるが、これらに加えて極力任意保険にも加入すること。

12 環 境

区 分	番号	管理点	管理基準
廃棄物	76 (21)	廃棄物等は適切に管理している	①残さや廃棄物等は、農産物と離れた場所で保管している ②保管場所は定期的に清掃している

【解 説】

産業廃棄物保管基準については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に記載されています。

【取組例】

- ・適切な廃棄物管理
- ・定期的な清掃

【参 考】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(昭和46年9月23日厚生省第35号(抜粋))
第八条 法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

二 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。(省略)

三 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

区 分	番号	管理点	管理基準
廃棄物	77 (21)	廃プラスチックは適切に処理している	①産業廃棄物処理業者に委託して、適切に処理している。あるいは農業協同組合等に処理を委任している ②回収・処分の記録を保管している

【解 説】

農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施は法令で義務づけられており、以下の対応が必要です。

【取組例】

- ・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物(廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等)の処理を委託している

【参 考】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(抜粋)

(定義)

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物(注1)

二 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第15条の4の5第1項において「航行廃棄物」という。))並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。)を除く。)

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で

定めるものをいう。(注2)

(事業者及び地方公共団体の処理)

第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

- 2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。
- 3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

(事業者の処理)

第12条 事業者は、自らその産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。第3項から第5項までを除き、以下この条において同じ。)の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準(注3)」という。)に従わなければならない。

- 2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(以下「産業廃棄物保管基準(注4)」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。
- 3 事業者(中間処理業者(発生から最終処分(埋立処分、海洋投入処分(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。)又は再生をいう。以下同じ。))を含む。次項及び第五項並びに次条第3項から第5項までにおいて同じ。))は、その産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。))を含む。次項及び第5項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)

第12条の2 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準(注5)」という。)に従わなければならない。

- 2 事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(以下「特別管理産業廃棄物保管基準(注6)」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。
- 3 事業者は、その特別管理産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第五項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条の4第12項に

規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

(投棄禁止)

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

(注1, 2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の定義は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第2条及び第2条の4に記載されています。

(注3) 産業廃棄物処理基準については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条に記載されています。

(注4) 産業廃棄物保管基準については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第8条に記載されています。

(注5) 特別管理産業廃棄物処理基準については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条の5に記載されています。

(注6) 特別管理産業廃棄物保管基準については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第8条の13に記載されています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）」は、「電子政府の総合窓口」の「法令検索」で「法令データ提供システム」から検索すると便利です。（例：「法令索引検索」で、「法令名の用語索引」に、「廃棄物の処理」と入力し、検索してください。）

- ・「電子政府の総合窓口」の「法令検索」

(<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)

- ・環境省ホームページ「ごみの話」（旧厚生省情報）中「廃棄物の区分」

(http://www.env.go.jp/recycle/kosei_press/h000404a/c000404a/c000404a-2.html)

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html)

区分	番号	管理点	管理基準
廃棄物	78 (21) (22)	使用済みの農業資材は 適切に保管している	①資材毎に区分した保管場所を設けている ②資材の野焼きや放置、埋立をしていない

【解説】

農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施は法令で義務づけられています。
農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却は法令で禁止されています。

【取組例】

- ・ 資材毎に区分した保管場所を設けている
- ・ 資材の野焼きや放置、埋立をしていない

【参考】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抜粋）

（投棄禁止）

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）（抜粋）

（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）（抜粋）

（悪臭が生ずる物の焼却の禁止）

第15条 何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴つて悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html

区分	番号	管理点	管理基準
廃棄物	79 (22) (23)	廃棄物の削減に努めている	①生産過程で出る廃棄物を削減する努力をしている ②リサイクルできる廃棄物はリサイクルしている ③植物残さは、土づくりや堆肥資材としての利用に努めている

【解説】

作物残さ（未利用有機物）は、有機性資源として有効活用できるものですが、有効利用しない場合は廃棄物となり、社会に対する環境負荷のひとつとなりうるものです。作物残さは土づくりか、堆肥資材等に仕向けることが必要です。

作物残さ等の有機物のリサイクルの実施に関し、「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」に取組例を示しています

【取組例】

- ・ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用（ほ場に還元）している
- ・堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途へ仕向けている等

【参考】

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）」（抜粋）

（4）廃棄物の適正な処理・利用

【具体的な取組例】

- ◎ 稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さのたい肥、飼料、敷料等へのリサイクル又はほ場への還元を励行する。（病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く）

考え方 作物生産活動からは、農業用プラスチックや農業機械などの廃棄物がでるほか、わらや野菜くず等の作物残さ（未利用有機物）が生じます。これらは、有機性資源として有効活用できるものですが、有効利用しない場合は廃棄物となり、社会に対する環境負荷のひとつとなりうるも

のです。ほ場に残すと病害虫がまん延するおそれがある場合や、農作業の著しい妨げとなる場合などを除き、作物残さは土づくりか、耕畜連携によるたい肥資材、飼料、敷料、その他の利用用途に仕向けることが必要です。

- ◎ 使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の適正な処分、保管等を行う。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html)

区分	番号	管理点	管理基準
エネルギー削減	80 (24)	省エネルギー対策に努めている	ボイラー及び農業機械等の清掃、保守点検を励行している

【解説】

作物生産活動といえども、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスである二酸化炭素が発生することから、それぞれの営農条件において、エネルギーの使用に際しては、常に節減を心がけることが重要です。

施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減に関し「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」に取組例を示しています。

【取組例】

- ・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所を補修している
- ・適切な温度管理を実施している
- ・不必要な照明は消灯している
- ・エネルギー効率の良い機種を選択している
- ・バイオマスエネルギー、太陽熱、地熱、雪氷等新エネルギーを利用している 等

【参考】

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費がないよう努める。

(参考) 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）（抜粋）

(5) エネルギーの節減

【具体的な取組例】

- ◎ 電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するもの

の実行に努める。

- ① 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。
- ② 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。
- ③ 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。
- ④ 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。

考え方 作物生産活動といえども、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスである二酸化炭素が発生することから、それぞれの営農条件において、エネルギーの使用に際しては、常に節減を心がけることが重要です。

【(参考) その他の望ましい取組例】

- 施設、機械等の更新時におけるエネルギー効率のよい機種を選択
- バイオマスエネルギー、太陽熱、地熱、雪氷等新エネルギーの利用

考え方 施設・機械等の更新時は、そのエネルギー効率を比較・検討することが可能な場合もあり、営農上必要な規模、能力の施設・機械等の装備に努めるとともに、こうした観点から施設・機械等を選択することが重要です。

また、バイオマス、太陽熱等新エネルギーについては、施設費、農業機械費などに追加の経費が必要となる場合が多いことから、コストなどを考慮し、可能な場合には積極的に導入して下さい。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html

区分	番号	管理点	管理基準
生物多様性	81 (25)	地域内で獣害がある場合は、野生獣の特性や発生要因を踏まえた対策を実施している	①野生獣の隠れ場となる場所は放置せず、草刈りなどの管理を行っている ②野生獣を見かけたら、追い払いを行っている

【解説】

鳥獣による農業等への被害が深刻な状況にあることから、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、国が定める基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成し、地域ぐるみで被害防止対策を行う取組を推進しています。同法においては、国及び地方公共団体は生物の多様性の確保等に留意することとされており、国・市町村が定めた指針・計画に即した対策を実施することは生物の多様性の確保の点からも重要です。

基本指針においては生産段階の取組として、具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

【取組例】

- ・食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去等鳥獣等を引き寄せない取組実施している
- ・追い払い活動や追い上げ活動を実施している

なお、鳥獣を捕獲する際は、鳥獣保護法等の関係法令を遵守することとしています。

【参 考】

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)(抜粋)

(国、地方公共団体等の連携及び協力)

第12条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局、鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局その他鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止に関連する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない。

2 地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等に当たっては、当該地方公共団体における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。

3 地方公共団体は、被害防止施策を実施するに当たっては、地域における一体的な取組が行われるよう、当該地域の農林水産業団体との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

4 農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害の防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」(平成20年2月21日農林水産省告示第254号)(抜粋)

一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項

4 鳥獣の捕獲等

国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築、捕獲等の担い手の育成・確保など、被害防止計画に即し、鳥獣の捕獲等を適確に実施するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等については、猟友会への委託等を中心として実施されてきたが、近年、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手の減少や高齢化が進んでいる中において、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築を進めることにより、新たな捕獲体制を早急に確立することが必要となっている。このため、国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊員の育成・確保に資するよう、従来から鳥獣の捕獲等において重要な役割を担ってきた猟友会員に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲等の担い手として育成する取組を推進する。

なお、捕獲等には、鳥獣保護法、文化財保護法(昭和25年法律第214号)その他の関係法令を遵守すべきことについて周知を図る。また、平成23年9月に鳥獣保護法第3条第1項の規定に基づく「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成19年環境省告示第3号)が改正され、銃器の使用以外の方法により捕獲等を行う場合において、捕獲従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されるときは、狩猟免許を受けていない者であっても当該捕獲等

の補助を行うことが認められることとなったとともに、農林業者が自らの事業地内で囲いわなにより鳥獣の捕獲等を行う場合においては、当該農林業者が狩猟免許を受けていない場合であっても鳥獣の捕獲等を行うことができることとされたところである。

これらのことを踏まえ、地域の実情に応じて、銃器の使用以外の方法を有効に活用するものとする。

5 侵入防止柵の設置等による被害防止

(1) 効果的な侵入防止柵の設置

各地域においては、侵入防止柵の設置等により農地や森林への鳥獣の侵入を防止する取組が多く実施されているものの、個人を単位とした点的な対応にとどまり、地域全体として十分な侵入防止効果が得られていない事例や、侵入防止柵の設置後の管理が不十分であるために、その効果が十分発揮されていない事例等が見られるところである。

このため、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域の農林業者等に対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及等を推進する。

また、電気柵を設置する場合には、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他の関係法令の規定による安全基準に適合する電気設備とすること等により、安全の確保を図る。

(2) 追払い活動等の推進

鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、(1)による侵入防止柵の設置等に加え、特にニホンザルやカワウ等については、追払い活動や追上げ活動を行うことが有効である。

このため、国及び地方公共団体は、追払い犬の育成や、電波発信機を活用した追払い活動等を推進する。特に、追払い犬については、平成19年11月に家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）が改正され、適正なしつけ及び訓練がなされていること等を条件として、鳥獣による被害を防ぐ目的での犬の放飼いが認められたことも踏まえつつ、その活用を推進する。

なお、追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力を努める。

また、花火を追払い活動に用いる場合には、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）その他の関係法令の規定に基づき、例えば消火用水を備える等消火のための準備をすること、風向を考慮して安全な方向に向けて使用すること等により、安全の確保を図る。

(3) 鳥獣を引き寄せない取組の推進

被害防止対策を効果的に実施するためには、ほ場や集落を鳥獣の餌場としないことや鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しの良い地帯等の緩衝帯を設置し、人と鳥獣のすみ分けを進めること等が重要である。このため、市町村等は、食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去及び鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の解消に加え、農地に隣接したやぶの刈払いや牛等の放牧による緩衝帯の整備等を推進する。

鳥獣被害対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「鳥獣被害対策コーナー」

(<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>)

区分	番号	管理点	管理基準
環境への影響	82 (都)	地球温暖化などの環境影響に関する新たな知見や情報を気にかけている	自らの農業活動と環境との関係を把握している

【解説】

農業は、本来、自然界における物質循環を利用した環境と調和した産業といえます。しかし、農業の生産性を高めるために過剰な肥料や農薬等の農業資材を使用したり、非効率な燃料の使い方を続けたりした場合には、水質や土壌の汚染、温室効果ガスの発生、生態系への影響など環境負荷の原因となります。

農業の生産活動と環境へ影響について理解を深め、適切な資材の使い方やエネルギー使用を心がけましょう。

【取組例】

農業における環境負荷について以下のことの理解を深めている。

- ・ 過剰な肥料施用により水質が汚染されること
- ・ 園芸施設・農業機械の燃料使用により二酸化炭素（温室効果ガス）が排出されること
- ・ 不適切な農薬使用により周辺環境へ影響がでること

【参考】

農業と環境に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・ 農林水産省ホームページ「環境政策」

(<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/index.html>)

区分	番号	管理点	管理基準
景観	83 (都)	農地保全上や農作業実施時に周辺地域の景観等への配慮を行っている	①周辺の住宅、道路への土砂や雨水、排水の流出防止対策を行っている ②農地周辺の生垣や花の植栽など、景観保全を行っている ③農作業時の騒音、土ぼこりを出さないよう配慮している
近隣住民への配慮	84 (都)	農作業を行う上で、周辺住民への安全確保に注意している	子どもたちや近隣住民の事故がないよう以下のように安全に配慮している ①農業機械・器具を適切に管理している ②使用済みの農業資材、壊れた金網・有刺鉄線などを放置しない ③安全管理上に必要な掲示を行っている

【解説】

都市における農地には、まちの中の貴重な緑の空間として潤いと安らぎを与える景観をつくる機能があります。しかし、一方では、農地から周辺の住宅や道路へ土ぼこりが飛散したり、雨水、土砂が流出したりする場合には近隣の生活環境に悪影響を与えることもあります。また、農業機械や農業資材の管理状況によっては周辺住民に対して思わぬ危険を及ぼしてしまう可能性があります。

周辺地域への配慮を行い、景観向上に寄与する良好な農地の管理を心がけるとともに、普段から周辺住民への安全に配慮した管理や作業を行いましょう。

農作業安全のための指針では、農作業安全一般に関する事項として、周辺への安全性に配慮するよう求めています。

【取組例】

- ・作業時には、他の作業員や周辺にいる人に与える危険性を考慮に入れ、安全性が十分確保されているかどうか注意を払っている
- ・子供が周辺にいる場合には、稼働中の機械に近づかないように事前に注意している
- ・農業機械作業に起因する騒音、振動、粉塵、悪臭、薬剤の飛散等により、周辺の住民や環境に影響が生じることがないように、作業機械の機種を選定や気象条件等を十分考慮する等の必要な措置を講じている

【参考】

「農作業安全のための指針」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
（抜粋）

I 基本事項

第1 農作業安全一般に関する事項

1 就業の条件

(1) 安全に農作業を行うための基本事項

ア 農作業に従事する者は、自己及び他人に危害が生じないように、日頃から安全意識を持って、農業用機械・器具の日常点検や適正な操作等を通じ安全な作業の実施に心がけるとともに、周辺環境にも配慮すること。

イ 農業者が農作業に従事させるために雇用を行った場合には、雇用主として、被雇用者に対する安全性を確保するとともに、周辺環境にも配慮すること。

ウ 農作業に従事する者及び雇用主は、農作業の安全に関する研修・講習会等への積極的な参加を通じ、安全意識の高揚に努めるとともに、労働基準法、労働安全衛生法、農薬取締法、道路運送車両法、道路交通法等の関係法令を遵守し、安全な農作業に努めること。

2 農作業を行う際の配慮事項

(4) 周辺への配慮

ア 周辺者への配慮

作業時には、他の作業員や周辺にいる人に与える危険性を考慮に入れ、安全性が十分確保されているかどうか注意を払って行うこと。

子供が周辺にいる場合には、稼働中の機械に近づかないように事前に注意しておくこと。

イ 周辺環境等への配慮

農業機械作業に起因する騒音、振動、粉塵、悪臭、薬剤の飛散等により、周辺の住民や環境に影響が生じることがないように、作業機械の機種を選定や気象条件等を十分考慮する等の必要な措置を講ずること。

13 農業の多面的機能

区分	番号	管理点	管理基準
交流、食育	85 (都)	地域住民の農業への理解促進や教育への貢献を心掛けている	以下のいずれかの事項に取り組んでいる ①地域住民との交流に努めている ②地産地消を行っている ③学校給食への農産物提供や、学校農園への援助、体験授業の受け入れを行っている。体験農園を開設している

【解説】

都市農業は農産物の供給だけでなく、良好な景観の形成、防災機能、教育、文化の継承など様々な機能を持っています。これを農業・農地のもつ多面的機能といいます。

「東京農業振興プラン」や都市農業振興基本法では、都市農業が多面的機能において重要な役割をもつという認識の下、積極的に農業振興の推進を図るものとしています。また、「東京都食育推進計画」では、児童・生徒が生産体験や農業者との交流等は、食や自然に対する理解を深める高い教育効果があるととしています。

【取組例】

- ・地域住民との交流に努めている。体験農園を開設している
- ・地産地消を行っている
- ・学校給食への農産物提供や、学校農園への援助、体験授業の受け入れを行っている
- ・地域の商工業や観光業などの地場産業と連携して、地域の活性化に寄与している
- ・農業にまつわる地域行事などに参加するなど、歴史や文化の継承に寄与している

【参考】

「東京農業振興プラン」(平成29年5月改定 東京都) (抜粋)

第2章 東京農業の振興の方向と施策展開

第2節 農業振興施策の展開

2 農地保全と多面的機能の発揮

(3) 多様な農作業の体験機会の充実

農作業を体験する場として、市民農園や体験農園、学童農園、福祉農園などに対するニーズは、今後ますます高まるものと考えられるため、多様な目的に応じた農園を整備・充実させていきます。

① 市民農園などの整備

市民農園などを開設する区市町村や農業者に対し、施設整備や参加者募集などの広報活動、

プログラム作成への専門家派遣、利用者への安全確保の講習会の開催などをハード・ソフト両面から支援していきます。

② 学校教育との連携

学童農園を子供たちの農業体験の場として円滑に運営できるよう、学校関係者及び農業者・農業団体と連携し、農作業体験に必要な教材やマニュアルを整備するとともに、農園の管理など農業者の負担を軽減する仕組みを検討していきます。

③ 福祉との連携

福祉農園を開設する農業者に対し、農園施設のバリアフリー化や、園芸療法士などの専門家派遣など、ハード・ソフト両面から支援していきます。

都市農業振興基本法（平成二十七年四月二十二日法律第十四号）（抜粋）

（基本理念）

第三条 都市農業の振興は、都市農業が、これを営む者及びその他の関係者の努力により継続されてきたものであり、その生産活動を通じ、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等農産物の供給の機能以外の多様な機能を果たしていることに鑑み、これらの機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるとともに、そのことにより都市における農地の有効な活用及び適正な保全が図られるよう、積極的に行われなければならない。

2 都市農業の振興は、我が国における少子高齢化の進展及び人口の減少等の状況並びに地球温暖化の防止等の課題に対応した都市の在り方という観点を踏まえ、都市農業の有する前項の機能が適切かつ十分に発揮されることが都市の健全な発展に資するとの認識に立って、土地利用に関する計画の下で、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成に資するよう行われなければならない。

3 都市農業の振興に関する施策については、都市農業を営む者及び都市住民をはじめとする幅広い国民の都市農業の有する第一項の機能等についての理解の下に、地域の実情に即して、その推進が図られなければならない。

（都市農業を営む者等の努力）

第六条 都市農業を営む者及び農業に関する団体は、都市農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

「東京都食育推進計画 平成 28 年度～平成 32 年度」（平成 28 年 3 月 東京都）（抜粋）

第 2 章 東京の食をめぐる問題

2 消費と生産との乖離

（2）生産体験と生産者との交流体験の意義と重要性

これまで、生産体験学習を推進する都内の学校では、「学童農園」をはじめ、児童・生徒が農家から水田や畑で指導を受けながら農業を体験する農業体験学習などが行われています。これらを実施した学校からは、生産過程での苦労や収穫の喜びを自らの体験から学ぶことにより、子供たちが食べ物に関心を持ち、「食べること」を大切にする行動変容などが報告されています。

また、児童・生徒が生産者と交流を図ることにより、生産者に対する感謝の気持ちが芽生え、給食の食べ残しが少なくなるといった効果も報告されています。このように、生産体験や生産者との交流体験は、子供たちの食に対する関心を高めるとともに、自然の恩恵に対する感謝の心が育まれ、好き嫌いが減るなど、望ましい食生活の実践に導く高い学習効果があります。

都内では、近隣に農地が少ない地域も多く、特に都市化が進む区部では、農地が全くない区もあります。学級園などの生産体験の場を設けている小中学校は77%に上り、学校給食においても地場産物の使用実績のある学校は80%以上あり、特に町村部は100%となっています。

今後も、生産者や学校、教育委員会、給食流通業者などが互いに協力し、生産体験や生産者との交流体験などの情報を共有しながら、より効果的で持続可能な取組へと発展させていくことが必要です。

区分	番号	管理点	管理基準
防災機能	86 (都)	災害時に農地を避難場所使用することや井戸水提供を行う意思がある	①災害発生時に、農地を避難場所に提供する意思がある ②井戸がある場合は、井戸水の利用を地域住民に開放する意思がある

【解説】

都市における農地は貴重なオープンスペースであり、防災の観点から役割が期待されています。防災協力農地は、災害時の避難空間等として利用される防災協力のための農地や災害時に生鮮食料品の優先供給などを行う災害協力のための農地であり、自治体と農地保有者との協定や、登録によって制度が運用されています。

防災兼用井戸は、通常時は農業用水として作物栽培に利用されますが、災害時には近隣住民の生活用水として利用することができる井戸をいいます。防災協力農地と同様に、自治体との協定や登録によって運用されています。

【取組例】

- ・災害発生時に、農地を避難場所に提供する意思がある
- ・井戸がある場合は、井戸水の利用を地域住民に開放する意思がある
- ・区市町村との間で、防災協力農地・防災兼用井戸の登録・協定締結を行っている

【参考】

平成27年度 食料・農業・農村白書（平成28年5月17日公表）（抜粋）

第1部 食料・農業・農村の動向

第3章 地域資源を活かした農村の振興・活性化

第5節 都市農業の振興

（都市農地の状況）

また、都市農地は災害発生時の避難場所や火災の延焼防止等の防災機能を発揮する貴重な空間にもなっています。このことから、農家や農業協同組合、地方公共団体の間で都市農地を防災協力農地として位置付ける協定の締結が進められており、平成27（2015）年3月現在、三大都市圏特定市の7都

府県 56 地方公共団体において、農地を緊急時に避難場所として利用すること、災害復旧用の資材の置場等として利用すること等を内容とした協定が結ばれています。

「東京農業振興プラン」(平成 29 年 5 月改定 東京都) (抜粋)

第 2 章 東京農業の振興の方向と施策展開

第 2 節 農業振興施策の展開

2 農地保全と多面的機能の発揮

(2) 農地が有する防災や環境保全機能による都市への貢献

農地は都市における貴重なオープンスペースであり、災害発生時の一時避難場所やヒートアイランド現象の緩和などの多面的機能を有しているため、防災や環境保全といった機能のさらなる発揮に向けた支援を行います。

① 農業・農地を活かした防災機能の強化

被災時の生活用水確保のための防災兼用農業用井戸やUターン農地(注)の整備など、防災対策に取り組む区市町や農業者を積極的に支援します。

農業用施設を利用した防災訓練の実施や、防災協力農地の一層の指定拡大を図るなど、災害発生時の防災機能を強力に発揮させる取組を支援していきます

(注) U ターン農地：農地から、一度、駐車場やアパートなどへ転用した土地を、除れきや客土などにより農地へ復帰させた土地。復帰した農地は、防災協力農地への指定を促していく。